

平成28年第4回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成28年9月13日(火曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(11名)

1番	渡辺幸雄君	2番	金成英起君
3番	須藤浩二君	4番	緑川富士男君
5番	江田文男君	7番	水野秀一君
8番	田中重忠君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	久保木芳夫君
12番	円谷忠吉君		

欠席議員(1名)

6番 笹島亮二君

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須藤一夫君	副町長	大谷修治君
教育長	内田賢寿君	総務課長	久保木正信君
会計管理者	八代敏彦君	建設水道課長	江田豊寿君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	坂本高志君
保健福祉課長	須藤寿行君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	小針紀喜君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡部栄也 局長補佐 生田目源寿

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、6番、笹島亮二君より、腰痛がひどいため会議を欠席する旨の連絡を受けております。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告表のとおり、5人で24項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） それでは、同趣旨扱いをご報告申し上げます。

通告表をごらんいただきたいと思います。

まず、質問順1、5番、江田文男議員の（3）歩道をふさいでいる雑草や、くど藤の除草を早目にやるべきと、質問順5、10番、角田勝議員の（1）町道法面の草刈り、緊急雇用を増やしてやるのが急務が同趣旨扱い。

次に、質問順3、8番、田中重忠議員の（1）浅小、里小、山小の統合についてと、質問順5、10番、角田勝議員の（6）小学校の統合についてが同趣旨扱い。

次に、質問順3、8番、田中重忠議員の（4）子ども園施設建設の資材置場、現場事務所用地についてと、質問順5、10番、角田勝議員の（5）幼保一体化施設の業者の利用する資材置場、駐車場についてが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。毎回同じお願いになりますが、昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたように、質問、答弁をするに当たっては前置き短く、簡明に、建設的な立場で議論し、議会の円滑な運営と品位保持に努めていただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、5番、江田文男君、（1）町民グラウンドに野球観覧所の設置をの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 町民グラウンドに野球観覧所の設置をについてお伺いいたします。

本町のグラウンドは、大変水はけや環境もよく使用しやすいグラウンドです。県内でも、本町のグラウンドは大変評判がよいと聞いております。ただ、町民や他市町村の方々が応援や見学に来たとき観覧場所がないと言います。確かに、町民スポーツ大会等のときには座る場所がなく、物を置く場所也没有せん。今は、あの見学者は金網のフェンスにへばりついて見ております。

早急に検討し、町民グラウンドにベンチ等を設置していただきたいと思います、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

町民グラウンドに観覧場所の設置の質問であります、多目的に使用される施設でもあります。今後、必要性について慎重に検討してまいりたいと思います。

また、詳細については教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

町民グラウンドはスポーツ施設として使用するとともに、各種行事にも使用する施設であります。観覧場所としてベンチを設置してよいものか、また、設置する場所等、十分な検討をしなければなりません。

町長答弁のとおり、必要性について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 教育長、設置してくださいよ。というのは、やっぱり見に来たって座るところがないんです。じゃ、どこに座っていいんですか、教育長、まず、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 答弁しました繰り返しになりますが、各種行事等いろいろな多目的に使用されるために、ベンチを置いていいものなのか、その危険性や安全性、そういう面が心配になります、常に置くとなります。そのような場所等などをやはり十分に今検討してまいりたいと、そういう考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ぜひ検討していただきたいと思います。

というのは、やっぱり夜でもそうですが、ほとんど野球で使用している。あるいはソフト用、野球用にあのグラウンドができていような気がするんですよ、あのバックネットも何か2つあるんですから。やはりそのためにも、他町村で使っている野球なんか、やっぱり結構来ているんですよ。だから、どうしても観覧所やベンチは必ず私必要だと思うのです。ぜひ検討して、安心して観覧できるようにお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）学校給食のすばらしさを関係者にもっと知って貰うために試食会を実施すべきの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 学校給食のすばらしさを関係者にもっと知って貰うために試食会を実施すべきについてお伺いいたします。

日本の学校給食は教育的効果、栄養改善による健康の保持・増進、食事の作法の訓練になり、学校給食はすばらしくて日本の小・中学校は恵まれていると言います。このすばらしい栄養価のある学校給食を年に一度、子供たちの保護者や関係者に、お金を取っても試食会を実施して学校給食のすばらしさを再度知ってもらうべきだと思います。

ぜひ町長と教育長にお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

学校給食につきましては、日ごろより安心・安全な食の提供をしているところでございます。

質問につきましては、学校給食センターの運営にかかわることでございますので、詳細に教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

学校給食は児童及び生徒の心身の健全の発達に資するものであり、また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。

ご質問の件につきましては、幼稚園の年長の保護者や一部ではありますが、小学校の保護者、祖父母の皆様方に試食を行っていただいているところでございます。

また、学校関係者につきましては、教育委員の学校訪問の際に年3回行っております。

さらには、学校給食運営委員会の委員の皆様にも試食会を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 教育長、小・中学校の保護者は今やっていると言いましたけれども、これ、年に1回やっているのですか。それで、いつごろやっているのか、まずお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） 教育長の答弁の中にもありましたとおり、一部の学校になります

けれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、幼稚園については年長の保護者の皆さんには年に1回、28年度でありますと6月7日、8日、2回に分けて実施しております。

さらには、27年度になりますけれども、里白石小学校の祖父母の皆さん、28年2月10日には山白石小学校の保護者の皆さんにそれぞれ試食をいただいたということでございまして、浅小・浅中については、現在のところ行ってはおりません。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） そうですね。浅小と浅中、私はたしか調べた結果、行っていないと思いました。

ですから、私はその山小、里小も、もうそれも大事です。ただ、やっぱり人数の多い小学校・中学校の保護者の方々に、一部の方々でもいいのですよ。やっぱりその学校の給食の栄養のあるすばらしさを教えるべきだと思うんです、知ってもらわなければならないんです。ですから、その小・中学校の保護者たちにぜひやってください。どうですか、教育長、お願いします。あと町長、ぜひお願いいたします。ちょっと答弁願います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 浅小・浅中につきましては、給食運営委員会を通しまして、PTA会長さん方には試食を行っているところでございますが、なお、各そのPTA役員等ですか、それら組織を使いまして試食できるよう検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）歩道をふさいでいる雑草や、くど藤の除草を早目にやるべきの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 歩道をふさいでいる雑草や、くど藤の除草を早目にやるべきについてお伺いいたします。

町内数カ所で雑草やくど藤が歩道まで伸びて通学路を完全に塞いでおります。歩道脇の耕作放棄地から伸びてきていると思います。私は、耕作放棄地の地主に管理を厳しくすべきだと思います。また、国道沿いの歩道を塞いでいる雑草等も早めに除草をするように要望すべきだと思います。

今回、特にコメリの交差点から町内に入って、浄土橋から藤田床屋さんの間の右側、耕作放棄地から雑草やくど藤が伸びて、20メートルぐらい歩道を塞いでいました。子供たちが一番多く通る通学路です。区でも問題になっていました。町では、8月お盆前に、苦情があったかわかりませんが、奥のほうまで除草したと思います。

ぜひ耕作放棄地者に徹底的に管理を指摘すべきだと思います。ぜひ町長にお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（1）町道法面の草刈り、緊急雇用を増やしてやることが急務の質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田勝君起立〕

○10番（角田勝君） 質問いたします。

町道については、私の調べたところでは、1級路線が8路線、1万5,012.19メートル。2級が15路線、2万

2,631.83メートル。その他の路線、161路線で、合計で10万メートルを既に超えているのではないかと。今後新しく町道認定をされておるところもあるようですので、こういう数字を挙げると、膨大な道路があります。そうすると、なかなか隅から隅まで草刈りをきちっとやるというのも至難のわざと言ってもよいほどではあると思うんです。

しかし、今、5番議員さんからも質問がありましたけれども、交通安全の面や通学路としての面、あるいは町の美観を損ねる面、さまざまな面で障害となっているのは確かであります。

そこで、町はやはり何といたってもこの膨大なこの町道については、町がきちんと維持管理をするという当然の義務と責任を持っているわけであります。

しかしながら、以前は農家の方々のいわゆる畜産が盛んであったということもあって、その町道ののり面の有効な野草を確保する、餌を確保する、そういうところであったのでありますが、ご存じのように原発の放射能被害によって原則的に食べさせてはならないと、こういうことになっておりますので、刈っても放っておいて、あるいは燃やしたり、さまざまな工夫をしておりますけれども、そういうことが重なって、草刈りは非常に今大変な状況です。

確かに農家の高齢化のそういう面もあると思いますけれども、今、秋の仕事の始まりに際して、この草刈り作業が農家にとって非常に頭の痛い大変な仕事です。腰が痛くなったり、肩が痛くなったり、さまざまなものとなっております。

私は、こういう状況の中でこそ、町は緊急雇用、これが県の補助事業としては終わったそうですが、この緊急雇用事業を町の単独事業としてきちっと位置づけて、働く人を多くふやしていく。応募については、採用予定よりもはるかに多く応募があるわけでありますから、そういう人たちに働く場を提供すると同時に、この膨大な浅川町の町道の維持管理に責任を持つ町としてやるべきだろうというふうに思うわけであります。

通告の中では2番目に、さまざまな形でやはり工夫する必要もあるのではないかと。例えば、多く緊急雇用を、夏だけ草が生えるときだけ大勢雇用するというわけにはいかない。しかし、やっぱりふやしていくと同時に、シルバー人材センターの利用や、3番目にありますその地域をその地域の方々に分担してもらって、そして草刈りをやるというような、人夫賃を出すというような、そういうことも、また、もとの広域農道なんかもやっておりますけれども、そういう状況もやっていく、工夫をしていく、こういうことが私は大切だろうと思うのであります。

本当に、近年になって、俗称、私きちんと草の名前わかりませんが、くぞ藤とかくど藤とかと言いますけれども、蔦になってどんどん生えていく。生えて土につけば、もつを切っても、そこから根っこが出ていく。本当に厄介な雑草でありますと同時に、このごろ、これも名前は私よくわからないんですが、俗称土手あらしというふうなことで呼ばれているウリ科の、ちょうど地這いキュウリが土になるような、ウリのこのような雑草もふえて、その雑草は、小さな木であったら木を覆って枯らしてしまうほど旺盛な葉の伸びであります。

後の土手あらしについては、まさしく外国から来たそういう外来植物でありまして、これらを駆除するのにも本当に大変なのでありまして、大きな労力を要するという観点から、工夫をします。

こういうふうなことで、安全で、しかも子供たちにとっても安心して通学できる、そして、町の美観としてもきれいにしておくと、こういうことをやるべきであろうというふうに思うわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お二方の議員さんにお答えをいたしたいと思います。

まず初めに、江田議員さんにお答えします。

道路等の雑草につきましては、通行に支障がないように草刈り等の維持管理を図っておりますが、適切な時期に対応できない場合もあります。

ご質問の場所については、県が管理している路線であり、速やかに対処させるよう県に連絡を図ることいたします。

次に、角田議員さんにお答えしますが、1点目につきましては、町道の維持管理において、草刈りは交通の安全を確保する上で必要不可欠であります。現体制の人員において、特に生活関連道路を優先に管理いたします。

2点目については、町道における草刈りの実施には、シルバー人材センターへの委託は考えてはおりません。

3点目につきましては、一部の町道で、行政区の協力をいただき、草刈りを委託している事例もありますが、町内一円の管理には地域の協力も不可欠でありますので、対応等を模索したいと考えております。

引き続き、安全な町道の維持管理を図ってまいりたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 国道沿いの雑草については、町長も適切に今後対応するという、ぜひお願いを申し上げます。

それと、町長、町長も毎日コメリのところを通ってわかると思うのですよ、耕作放棄地から伸びているくど藤。あれは町長は恐らく毎日見ていると思うんです。あれは、1回、2回刈ったって、必ずくど藤は伸びてくるのですよ。ですから、あそこは元を正さなくてはだめ。ということは、その地主、今見てください、今田んぼだか畑だか全然わからないでしょう、あれ。全く環境悪いですよ、あれ。誰もが見えるところなんですよ。

ですから、この地主に、ぜひ管理をお願いします。私、忠告しているんですよ、町長。やっぱり元を正さなければだめだと思うんです。ですから、ぜひこの耕作放棄をしている地主に管理をお願いしますということで、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） ご指摘の箇所については、確かにくど藤、俗称くぞ藤かと思っておりますけれども、歩道に伸びていました。

我々も町道管理とあわせて国道・県道も巡視をしているわけですが、そういった箇所については、石川土木事務所と連絡を密に、ご指摘の箇所についても盆前に土木事務所へ連絡をしまして、お盆の帰省客が来る前に対応していただきたいということで連絡をして対応した経過がございます。それ以外の箇所についても、同じようなことで県の石川土木事務所と連絡を密に、そのような交通支障のないように対応するという、今後も引き続き対応したいというふうに考えております。

また、今お話がありましたように、道路に隣接している個人所有の土地、これに関してのきちんとした管理ということになりますと、全町挙げての対応というふうになりますので、非常にどのような形で周知をするか、

今、町長答弁にありましたように、地域の協力も必要不可欠という部分もございますので、そのようなことで関係する地権者には理解をいただければというふうに思います。

また、雑草等以外に、本年度、草ではないんですけども、道路等にかぶさっています立木等、こういったものについては、まずは基本的に自己管理ということで、そういった道路に支障がないように木を切っただけということで、町の広報紙等でも回覧していますので、それらとあわせた立木の関係、除草関係、個人で管理すべきものは個人で管理していただくという基本的な分についても、町民の方についてはご理解をいただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 課長、全町挙げてじゃなくて、言うことはできるでしょうと言ってるの。地主に、元を正さないで切れば、幾らでも生えてくるんですよ。そうでしょう。幾ら刈ったって、くど藤なんていうのはすぐ伸びちゃうんだ。だから、その持ち主に元を管理して切らせればいいじゃないですか。環境悪いですよ、あそこ見てくださいよ、毎日通っているだろう。

ですから、ぜひ地主に言ってください。何か言えない事情があるんですか、言えるでしょう。だって、邪魔になるんだもの。子供たちが通っているんですよ、毎日毎日。子供の安全のほうが大事ですよ。ですから、ぜひあの地権者に口頭で大至急やるように言ってください。まずお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） ただいま申しましたとおり、一部分となれば、確かに特定の地権者に管理をきちっとするということはお話はできることではあります、同じようなケースについては、町内いろんな箇所にも多種多様な形で存在しています。それらも含めてそういった箇所については、直接連絡するまではいかないかと思っておりますので、十分、道路にはびこっているものについては適切に管理したいというふうに考えております。

従来ですと草刈りのみの対応でしたが、今年度より、路面等に影響のある雑草については除草剤を併用したいろんな所有形態を検討して、今現在検証している状況もございますので、そのようなことでご理解をいただければというふうに考えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 再質問します。

私が一番力点を置いた、いわゆるこの緊急雇用的なそういう事業で、今の事業を継続するというふうなことで、人員をふやしてやはりその任に当たってもら。これは専門にずっと1年中町道の管理に当たられるわけでありまして、3人ではなくて、例えば常雇いの人たちは、道路維持管理、3人だったと思いますけれども、二人か三人ですね、そういう人たちも含めて、緊急雇用の方々はやっぱさまざまな理由で職にありつけないと、ありつけないという言い方はあれですが、なかなか就職ができない、こういう側面もあるんだと思います。そういう人に働く場をやはり町がみずからつくって提供するという、そういうことも含めて、私は緊急雇用的なこの人夫をふやしていく。この任に専門に当たってもら、こういうことが一番だということを言っている

のです。

このことについては、町長も維持管理不可欠で、今後とも管理については万全を期したいと、こういうふうな答弁であります、その点が私は一番力を入れてほしいなど、こういう点なのであります。

それから、県道の話も出ました。私は東大畑の保全隊の仕事の中で、歩道に入ってきているくそ藤や雑草を、附掛橋から行った十文字の右側、歩道のほうを含めて圃場の保全隊の仕事として、町に県にやってほしいということをお願いしていたんですが、県の仕事も、土木事務所にも私電話しましたがけれども、とにかく本当に限られた県道の敷地のちょっと上のほう半分ぐらいしか刈らないのですね。もうお盆まで刈ってくれという要望が町からあって緊急に刈ったというせいもあるんでしょうけれども、きちっとやっぱり、道路敷というのはのりの下まで道路敷なんですね。だからそういうことで、あそこのところ約100メートル、町道の大きな土手、排水のところも含めれば130メートルぐらいは地域の保全隊で刈りましたけれども、やはり土木事務所も含めて、予算がないんだというのは口癖なんですね。

予算がないと言われると、本当にこれ、なかなかそれを動かすのは容易ではないのですけれども、ただ、お金は使いようであって、億を超える黒字を出すというような黒字財政を試算するのではなくて、多くの黒字が生まれるそういう状況の中では、私はもっとこの町民に密接に関係する、それこそ子供の安全にもつながる、交通安全の事故を減らすためにも、さまざまな形でこの草刈りは重要な仕事ということで位置づけなければならないと、こういうふうに思うんです。

その点を町長に再質問したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 作業員をふやせということではありますが、ご承知のように、公募しても適任者はなかなか入らない。よって、本来であれば半年契約、半年契約で人材を更新したいんですが、本当に採用のときに適任者が応募してこない。いわゆる公金を支払うのに半日たらたら、1日たらたら、作業は勤まらない、幾ら来ても採用して公金を払うわけにはいかない。ですから、毎年同じ人が入ってくるというのが現状の状況です。決して阻止したり、そういうつもりではないんです。選びようにも選びようがない、そういう状況なんです、現実には、ただ、建設課の2人と雇用の3人で、5人体制でかなり細かなところまで、道路側溝の清掃やって、本当にありがたいなと思っているんですが、暑い中も。そういうことは行き届いていることは行き届いていますので、現況の現在のままで、これこそ限られた予算の範囲ですから、幾らでもふやしてはいいんだというような状況ではないということでもありますので、現状でやっていきたいなと思っています。

それから、町道と県道と国道とありますが、全く管理所管がご承知のように別でありまして、県道等については、まさに土木事務所が業者に完全に、業務委託をやっているんだと思うんです。それは確認しています。やっていると思います。

ただ、受け取った業者が本気になってやらないんじや幾ら出してもだめだからね。受け取った業者がやらないんじや、幾ら渡したっても。ですから、盆の近い時期になって、こんなことでは16日のお客さんを迎えるわけにいかないということをお願いをして、やっとうぎりぎりになって主要な道路だけのよせは刈ったと、こういうのが現況なんです。

ですから、そういうものはしっかりと是正をして、そしてやはり年間受注した業者は、その契約どおりに、約束どおりにやってもらうということになると、本会議でこんな質問出るわけないんです、本来は。そういうこと出ること自体が管理体制がまずいと思う。

私どもは、受け持つ町道、農道等については、5人の皆さん、本当に真剣になって、暑い中でも何でもやって、この間の台風の7、8、9の大水の時点でも、もう本当に山の中の排水まで、木の葉がたまって道路に流れた、そういうものも回って歩いて、朝きちっと清掃してくれたという、現実にはやっていただいているわけですから、今後そういうものを踏まえて、なお一層働く環境をよくして、地域にやっていただきたいと思います。

それから、もう一つは、自分の住む道路、排水範囲と、これは自分が毎日またいでいる排水、詰まっている排水、見ていても手を出さない。全てが行政のやるものだという、私は意識を少し変えないとだめだと思っているんです。やっぱり自分の地域は自分たちで協力して、自分たちで住みよい環境をつくるぐらいの最低限の努力は皆さん方に持っていただくことが、強いては町の健全財政にもつながって行って、それが明るい町づくりになるのかなと思っています。

全てが行政なんだと、何もかにも行政だと、みんなおまえがやれということの意識は改めて、自分たちの地域は自分たちで少しでも守るといふ、そういう意識が必要なのではないのかなと。なおそういうお願いもしていきたいなと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長から5人の方々の献身的な草刈り、私もそのとおりでと思います。

草刈りは、先ほども言いましたけれども、その多くが真夏の暑いときにやらなければならない仕事なんですね。そこにことしは、雨が最初は少なかったんですけども、少ない割にはその後の雨もあって、雑草の繁茂は非常に旺盛なんですね。

こういう状況を見ますと、5人の方々が献身的にやっても、ああやっぱりこれだけの10万メートルもある、100キロメートルを超えるそういう町道を、責任持ってやれるというそういうものではないと思うんです。

それは隅から隅までやれというふうなことを私は言っているわけではありませんけれども、今町長が言われたのもしかり、やはり自分の家の周りや自分の家から流れる排水の側溝やますですか、こういうものの掃除は、できる限りやっぱりやっていただきたいというのは、これは行政としても私からもそういう点では考えます。

私もすぐ下に大きな網のますがありまして、女の人では持ち上げることができないんですね。これは安全のためあって頑丈にできている。私は1年に4回ぐらいそのますを持ち上げて、間違っただけで足など あれになんかやったら、それこそ足が潰れるぐらいの重さですから、中を掃除して側溝も掃除する、そういう側溝が2つあるもんですからやっているんですね。これは当然と思って私はやっているんですけども、やはりやりたくてもやれない、そういう側溝、例えば女の人にますのふたを開けろと言ったって、これは開けることができないでしょう。そういう人たちもやっぱり大勢いるわけですよ。

ですから、やっぱり町はこの5人を10人ぐらいにふやして、そして、町長言うように、これからも万難を排してやっていきたいと、こういうものにしていただきたいと思うんです。

これは、私、事実でありますから申し述べますけれども、私の自宅の近所の町道に駐車して花火を見た人の中に、私の納屋の蛍光灯をつけて出ていくのをわかったと思うんですけども、浅川町はこの道路は草刈りや

っているのかいと、こういう質問がありまして、いや、ちゃんと人夫も雇ってやっているんですというようなことを言いましたら、今ずっと通ってきたけれども、くぞ藤が出ていて、何でこれ刈れないんだと、俺のほうではちゃんと刈っているのに、あるいは萱がおっかぶさって、そういう道路が、これ花火の前に刈ればいいのになど、こういう話がありました。

私はそれらについても、いや、町は土木事務所なんかにも言って、あるいは雇用の事業の中でも、盆前にそういうところについては極力刈っているんですけども、今指摘されたようなところについては、本当に刈っていないです。1カ所なんかについては、私のすぐ近所だったものですから、これは大きな土手がありまして、例年は花火の前に刈っていたんですね。ところが、ことしはどういうわけか刈れなかったんだと思うんです。くぞ藤だらけの大きな土手です。ガードレールもありまして、ああいうガードレールのあるところなんかは、農家の人なんかは本当に刈りづらいんですけども、町が今まで刈っていたところも刈らなかった、刈れなかったんだと思うんです。そういうところは、城山の月斎陣場のところから近道して石川のほうに行く、そういう道路なんか萱がかぶさったり、あるいは大草の町道なんか竹が垂れ下がったり、あるいは木が垂れ下がっているような、そういう町道はやはり確かにあるんですね、そういうふうに指摘されますと。

私は、そういう幹線については極力、課長もその点はできるだけ刈るということでお盆前に集中的にあれしているんだと思うんですが、どうしても刈れないとすれば、やっぱりお盆前に集中して、人夫代を出しても何でもいいですから、そういう主要な、町外から花火見に来る人が直接通るような、そういうところだけでもやっぱり刈るべきだと、こういうふうなことも町外の方の指摘もあって、そのことを例に挙げて申し上げますけれども、これも先ほど冒頭に私申し上げたとおり、さまざまな事情で。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、もう少し簡潔に。

○10番（角田 勝君） はい。

草刈りはやはり容易でない、そういう仕事になってきているという状況を見て、私はいろいろ工夫をすると同時に、基本的には人夫の人たちをふやして恒常的にやっぱりこれからやっていくと、こういうことを町はやるべきだと、こういうふうに思うのでありますが、再三にわたって町長に、この1点だけお伺いしたいと思うのであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 前にも申し上げましたように、現在の人数の中できめ細かにやっていきたいなど、こういうふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、3番、須藤浩二君、（1）城山公園の整備についての質問を許します。3番、須藤浩二君。

〔3番 須藤浩二君起立〕

○3番（須藤浩二君） 城山公園の整備についてお伺いいたします。

去る4月に、約10年ぶりに城山公園を舞台としましたイベントが行われました。夜桜と花火をコラボレーションしたすばらしいイベントであったと私は思います。

その会場には、一番遠くは四国から、近郷近在、茨城県、栃木県からなども来場された方がおりました。そ

の会場内で聞こえた声が幾つかありましたので、ご質問とさせていただきます。

まず、第1番目に、浅川町のシンボルである城山公園の開発をどのように考えているのか。

2番目に、来場者の多くの方が、水洗トイレじゃないんだね、もうちょっとトイレの整備がよければいいんだけどもという声がありましたので、水洗トイレの設置についてお伺いいたします。

3番目に、下の駐車場のところからさつきの中を歩いて上部へ向かう歩道が非常に危険である。小さい子供なども上の公園に行くために通行している。その危険な歩道の改修などについてを、3点お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の町のシンボルである城山公園の開発についてですが、ご承知のように城山公園付近は保安林となっており、加えて埋蔵文化財包蔵地であるため、例えば新たな施設を整備するなどの開発については困難なものと考えております。

2点目の水洗トイレの設置についてですが、やはり同様の理由などにより実施は困難であるというふうに考えております。

3点目の歩道の改修につきましては、維持管理の中でしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 答弁をいただきました。

過去に、保安林である、あと、たとえ文化財的なもので石碑の設置等で県からのご指摘を受けた旨、聞いております。

それを踏まえての質問なんですが、やはり法律に抵触するというか、その保安林という部分、保全林という部分はわかるんですが、何とか県や所管する部署との話し合いのもとに、利用者にとって利便性のあるすばらしい公園にしていきたいなと思います。

特に、トイレの問題につきましては、女性や小さい子供さんなんかは水洗トイレ、今風のトイレでなければ用が足せないなどというかなり不便を訴えておりましたので、ぜひ、県側との協議をさらに進めていただいて、利用者にとって最もいい公園にしていだければと思います。答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 1点目の城山公園の開発ということですが、ご存じのように、今答弁しましたように保安林、あるいは文化財包蔵地となっております。

それを踏まえての質問ということですが、この開発ということの質問の意味合いからいくと、なかなか厳しいのかなというところを思います。

それから、水洗トイレなんですけれども、やはり浄化槽とかの大きな掘削とか、それから排水の問題とかがあるものですから、なかなか厳しいものと理解しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 課長にお願いしたいのは、だめはわかっているんです。だめはわかっているんだけど

も、まずその関係する部署との話し合いをしていただいて、設置できるかできないかじゃなくて、できる方向に話を持っていけないかという旨の質問でありました。再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ご承知のように、吉田記念館の中での石碑の建設等の問題もいろいろ何基かやりました。その都度、それは土を掘らないということの台座ぐらいのコンクリートの話ですが、大変なんだ。ひとつの植栽するとか、あるいは剪定をするとか、そういう分については、それほど協議の中で難しくはならないんだと思うんですが、水洗トイレは100%だめです。協議の対応も話し合いの対応も全くそういうものは通りませんで、協議したり相談したりしても、それは誰がやっても恐らくだめです。ですから、現在のトイレをもう少し、水洗ではありませんがきれいにして、清潔にして、利用者の皆さんに使っていただくということです。

ただ、いたずらされて壊すという極めて反社会的なものが、これをどう防ぐかぐらいなのです。これには、もう何ともどうにもならないものがたくさんありますので、現在のトイレを衛生的にきちっと守って、そして来たお客さんに快くいい感じでご使用していただくということで、今後も維持管理に努めていきたいというふうに思っています。

ただ、歩道等については、一応問題ありませんので、よい管理でつくっていきたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、8番、田中重忠君、（1）浅小、里小、山小の統合についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 浅小、里小、山小の統合について質問いたします。

この質問は、前回6月議会でも行いました。その際、町長は、受け入れ体制は完璧、他町村のように新しく校舎をつくったり改造しなくても統合は可能です。また、私は保護者とか地域のいろんな意見を聞いており、賛否両論です。保護者、地域住民の皆さんの合意形成と地域の盛り上がりが必要だと思っているので、現在のところ、賛否の確認は考えておりません。保護者や地域住民の皆さんの合意形成が得られた場合には考えたいと思います等の答弁をしております。

この町長答弁には一貫性がなく、何よりも浅川町にとって、今、3校の統合が本当に必要なかどうかの視点が欠けております。町は統合する気があるのかどうか全く明確ではありません。また、町長は、3校の統合について、保護者、地域住民の賛否と合意形成について、それを全く確認しようとしていません。

どのような方法、いつ統合の賛否を確認するのか。町長は、この議会で明確にすべきであります。もしこのまま何も決めず、3校の統合を先延ばしすることは、地元学校関係者を初め、浅川町にとって極めて大きな取り返しのつかない損害をこうむることになります。

町長はみずからの責任で、この問題に真剣かつ早急に取り組んでいただきたいと思います。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きをいたします。

1つ、町は、保護者、地域住民の合意形成と盛り上がりをどんな方法で確認するお考えか。

2つ目に、町長答弁の町内3校の統合は、保護者、住民の合意形成が得られた場合に考えるとの合意形成は、町が早急に図るべきではないのでしょうか。

3つ目、町はいつ、どのような方法で合意形成を図る考えかお聞きしたい。

4、町長は、私は保護者、地域の皆さんのいろんな意見を聞いているとおっしゃっていますが、町長は町民からどのような話、意見を聞いているのかお聞きしたいと思います。

5つ目に、町長はいつ、どのような方法で里小や浅小、山小への統合を進める考えか明確に方針をお聞きしたいと思います。

以上、ご答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（6）小学校の統合についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 小学校の統合について。

通告の中で、現状は若い人たちを中心に統合する時期となっているとの認識であります。いわゆる「越境」入学も発生していますし、平成30年4月からの幼保一体化の発足に伴って機運も大きくなっていくことも予想されます。地域、父母、教育関係の人々など幅広い人たちとの話し合い、協議の場を設け、町が進めるべきと考えます。

1つは、押しつけや強制ではなく、十分な話し合いによって進めるべきで、その前段として、地域の方々へのアンケート調査、あるいは関係者の先進地の視察など、町でなければならないことをまずやる必要があると思うわけであります。

2番目には、将来の、いわゆる山白石あるいは北部地域の振興施策など、あるいは校舎の跡地利用、そしてこの校舎の跡は、引き続き地域のセンター的な役割をするような、そういうことも含めて実行すべきではないかと考えます。

合意形成はひとりで待てばよいというものではなくて、やはり町がその先頭に立つ必要があるのではないと思うわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

初めに、田中議員にお答えします。

1点目につきましては、日々の行政運営の中で、町民の皆様方よりさまざまなご意見をいただいております。それを総合的に判断したいと考えております。

2点目、3点目につきましては、町が統合について主体的に合意形成を行うことは考えておりません。

4点目につきましては、1点目でも申し上げたとおり、さまざまな会合等でご意見をいただいているところであります。

5点目につきましては、以前の議会でも申し上げましたが、保護者や地域住民の皆様方の合意形成が得られた場合には考えたいと思っております。

次に、角田議員にお答えします。

1点目につきましては、田中議員にお答えしたとおり、行政が強制的に実施することなく、保護者や地域住

民の皆様方の合意形成と盛り上がりが必要だと思っております。

アンケート調査等は考えておりませんし、2点目につきましては、統合問題が具体化した後に検討されていくものと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの町長の答弁を聞いておって大変残念に思います。

なぜならば、まさしくこれは町が主体的になって地域の住民の皆さんと、それから学校関係者のご意見を聞きながらこれは判断をして進めるべき問題であります。

これを、町長はただいまのご答弁の中で、町が主体的に進める考えはないとか、強制はしないとか、何か放っぽっておけばこれは決まるのかな、そんな感じの答弁しかしておりません。

町長も既にご承知のように、石川郡の統合できる学校間ではほとんど統合をしております。東白川郡でもそうです。なぜ浅川町だけが全校生徒26名ぐらいの学校2つの統合が進まないのか。これは、町長が進めようとしていないからです。何も強引に進めろとか、強制的にやれとか、そういうことを私は言っているのではなくて、地元の関係者の中から、ただいま10番議員さんからも話がありました、アンケートをとるとか何らかの形で皆さんの意思を確認して、そして進めるべきだと思うんです。

町長は、いろんな会合やなんかでいろんな町民の皆さんの意見を聞いている。しかし、その意見の中から、総合的に町長は判断するとおっしゃっていますが、そういう決め方は、総合的に判断をするということとは違うんだと思うんです。町長は、ただ単に限られた人たちの意見を聞いて、そして判断をすると、こういうことだと思うんです。

現に福貴作地区の保護者からは、ぜひ統合してほしいという要望書も出ているんじゃないですか。それに山白石地区でも、既に一部のお子さんたちがもう浅川小学校に通学をしてくれている。これも幾ら町長が地元の盛り上がり盛り上がりと言って先延ばししたって、あと恐らく二、三年だと思えます。あと3年か4年過ぎたら、恐らく20人切りますよ、全校生徒。このことについて、町長と私の間には十分に共有できるそういう考えがあるはずなんです。

私は、町長にお願いしたいのは、そこのところをお願いしたいのです。そして、地元父兄、そして地元の皆さんのその意を酌んで、一日も早く統合を進めていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

町長、ご答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 統合につきましては、再質問されております町長答弁のとおりでございます。

なお、教育委員会としましては、各それぞれの小学校の人数が確かに少ないということでございますが、それぞれが成果を十分に上げられるよう複式指導、そしてさらには浅川小学校との交流学习などを通して、少人数の中においても大きな学校と子供たちの触れ合いを通して切磋琢磨できるような環境を形成していきたいと。

交流学习につきましては、年に3回以上行っておりますが、子供たちのそういう経験、体験をふやしながら教育的な成果を上げていきたいと十分に努力しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 教育長、せっかくご答弁いただいたわけでありますが、この統合の問題について、教育委員会の中で話し合い等はもちろんされているんでしょうね。

それで、教育委員会の委員さんたちの意思としてどのような意見が出されておるのか。これについてひとつお聞かせいただきたい。

教育長は、少人数であっても大きな学校との触れ合いとか、浅小本校との触れ合いとか、そういう機会を持って十分に対応できるように努力をしているとおっしゃっていますが、そういう努力をするよりも、むしろ統合することが必要であるならば、浅川町として、浅川町の教育委員会として、地元の皆さんにしっかりとした説明をして、そして一日も早く統合を進める、こういう方向に行かれるべきではないんですか。その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

〔「教育長のほうから。教育委員会の中の話」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） 教育委員の皆さん方には、私は、田中議員と大変な意見の行き違い、見方の違いかもわかりませんが、私は何で統合しなければならないんですかと聞きたいんです。

というのは、確かに福貴作からは地区としての統合の要望は受けました。それは事実です。しかし、里白石からは全くそういうものはありません。山白石、私、山白石の皆さんにいろんなご意見聞きます。隣には山白石地区の議員さんもいます。山白石地区から、町長、何で統合しないんだと、何でうちの学校を浅川に持っていかないんだ、一人もいませんから。

私は、個々に、真剣に統合しようと、そして子供たちを大勢の中でやろうと涙ながらに訴えられて、ふざけるんじゃないぞこのやろうというぐらいの地区の守り方なんですよ。

ですから、私は統合を近いうちに必ずします。近いうちには私は必ず来ると思っているんです。来ると思っていますから、現教育委員の皆さん方には、皆さん方は教育の最先端にある浅川教育行政を担う最も責任ある立場なので、その日を毎日、どうすれば統合をすべき、統合をやる条件が整うかみんなでも検討して考えてくれとお願いしていますから、教育委員会ではその旨でいろいろ、おもてには出ていませんが、検討をしているものと思っているんです。

ただ、里白石もまた状況が変わって、来年は1人ですが、その次になると、新しい入学者が5人になってくるんですね。ばらつきが出てくるんです。

それともう1つ、地元が本気になって統合しようというなら、前にも言ったように、ほかの町村と違って、新しい校舎をつくったり設備をつくったりは、うちの町は全くありません。どっちの小学校の子供も一緒にみんな、交通手段さえ考えれば受け入れることは可能ですから財政負担はありません。

ただ、私のほうから今言っているように、話しをしろ、アンケートとれ、その後どういった話しているんだとやったときに、むしろ私は、統合しようと思うところの逆の反論が出てくるほうが恐ろしいと思っているから、時期を待ちましようと言って、それを実施することを待っているという思いなんです。

別に反対をしたり、あるいはしないと言ったりではなくて、総合的な判断がそこから立っているということ

であります。それは教育委員会にも伝えてありますので、教育委員会の教育委員の皆さん方も、基本的に頭の中には統合の問題を考えて教育行政に携わっていただいているものと、私はお願いもしてありますし、認識もしていただいているものと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 町長答弁のとおりでございます。

〔「統合のことで私が聞いたのは、教育委員会でのどのような協議されているのかということ、教育長の口からご答弁いただきたいと議長は諮っているんですよ」の声あり〕

○教育長（内田賢寿君） 教育委員会としましては、そういう町長のお考えを受けて、私どもはいかに教育の成果を上げるかということで考えて取り組んでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 再質問いたします。

私がこの統合に町は踏み出すべきだというのは、その目的は、やっぱり子供中心に考えなければならないと思うんです。

地域の盛り上がりも、もちろんそれはそのとおりであります。しかし、その子供の将来にとって、統合がいいのか、今のままずっと同級生がたった一人しか自分のほかはいない、こういう状況が続く、こういうことがいいのか。私はそのことがやはり、子供をそっちのほうに置いて、地元の盛り上がりが必要かやれないとか何とかという、そういうことでは私はないと思うんです。

全てやっぱり、里白石が複式になったり、そういう状況の中で、やっぱりチームプレーができない、あるいはスポーツの面でも、あるいはさまざまな面で、教育長は交流を図っているということでもありますけれども、本当にそういう努力もあって、両校から来る浅中に入学する生徒の成績も非常によいという、そういう評価も伺っています。

しかし、私は、繰り返すようですけれども、もうやっぱり括弧つきですけれども「越境入学」が出ているんですよ。山白石、里白石に住んでいるんだけど、浅川小学校に通わせている。これが浅川の町、基本的には浅川に住んでいるというような、そういうことになるのかなとは思いますが、これは父兄のそういう偽らざる本音が出ているんだというふうに思うんです。2人か3人のときに小学校に入る子供、浅川の小学校に入れるというのも、これは非常に私は勇気がいるし大変なことだと思うんです。だから、そういうことまで起きている現況を町長が何と考えるのか、こう私は聞きたいです。

私は、里白石小学校の独立について、論陣を張ったこともあります。あの当時は、子供もこんなに激減するというようなことは誰も予想だにしない。そういう状況の中で、やっぱり独立をして、この行き届いた教育をするべきだと、こう論陣を張ったこともありますけれども、確かにこの少人数の行き届いた教育、そしてまた、この競争が一定程度入る、そういう一定規模の、私どもは35人のクラスというふうなことも言っておりますけれども、そういう形でこの教育を4年間推し進めるというのは、私は正しいのではないのかなというふうに思うんです。

ですから、私は、この押しつけだのそういうものではなくて、町長が言うとおりに、確かに合意形成が基本

だと思います。しかし、この合意形成は、例えば、元PTAの役員をやった方が言っていましたけれども、おまえのときに、学校が統合になって学校がなくなっちゃったんだと代々言われるというんですね。やっぱりこれは誰もその先頭には立ちたくないというのは心情じゃないんですか、そういう話を私に話してくれた元のPTAの役員の方もいらっしゃいます。

山白石も里白石も、私はそういうことも合意形成を進んでできない1つの要因にもなっているということその人に聞いて、ああなるほどなど、そういう先頭に立ってるのも、これも大変なことなんだなど、こういうふうにしたものであります。

同時に、山白石も里白石も、この地域のセンター的なこの小学校がなくなって、その跡利用なり、その利用をどういうふうに町は考えているのか。そういうことは一朝一夕にはできないと私は思うんです。

例えば、全国規模で老人福祉施設を展開している、そういうところに立って、こういう事情だと浅川が話しをして、そして、話がまとまるなんていうのは、もう2年も3年もかかるんだと私は思うんです。

ですから、そういうことを考えれば、私は、町はこの統合についてのさまざまな状況を数字を挙げて科学的にその地域の人たちに説明しながら、関係者とじっくり話し合いをして煮詰めていく、そのことが今、私は求められていいと思うんです。来年統合しろ、再来年しろなんて、そういうことは言っていません。そういう時期に来ているということ、そこをやっぱりきちっと町長は認識を新たにしてほしいと、こう思うわけでありませぬ。

聞くところによりますと、山白石保育所がことし限りでやめざるを得ないような状況になっているやにも聞いています。こういう状況の中では、なおさら小学校の統合のことについては、地域の人たちの合意もできるだろうし、町がそういう話し合いなり積極的な姿勢を示すことは、それは町長のやはり熱意のあらわれだと、子供を思う熱意のあらわれだというふうには私はこの地域の人たちは考えるのではないかと、こういうふうに思いますので、その認識を改めて、町長、町がその先頭に立ってほしいとこう思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 子供主体に物事を考えるべきだと、考えはどんな認識しているんだという、そんな認識はどうに、5年も10年も前から子供本来の姿であるべき。しかも、団体競技のスポーツのチームもできない。したがって、スポーツのルールもわからないまま中学校に行き、そのゲームに入ったときに、ルールがわからないわけですから飛び込むことができないですね、そういう状況がいいのかと。50メートル競走やって、運動会、父ちゃんと母ちゃんと走って、子供3人で、そういう競争なんて、果たしていいのかということがあった状況の中で、じゃ、3校運動会一緒にやったらいいだろうというような話もありました。

しかしそれは、何だか各学校は学校なりに、校長先生も先生方も捉え方ですから、なかなかそこまでは踏み切るわけにはいかないということで、同一の日であっても別々にやると言っているのは現状の姿です。

本来は、今議員言っているように、子供主体の物事ならとっくに終わっているんです。私もそう思っているんです。そのことがあるがゆえに、私はやらないとかしないなんては言っていません。ですから、教育委員会にも、近いうちには必ずそういう時期が来ると、その時期が来るまでの間、しっかりと中身を選んでください、中身を検討してくださいということを申し上げているんです。越境もありません。

ですから、じゃ、地域の子供のいない皆さん方の意見はどうなんだというよりも、私は、一番大切なのは、

子供を持っておる保護者の判断が100%その決定権を持つんだと思っています。保護者の皆さんがそうじゃないというのではどうにもならないのであって、ただ、いろいろそれも両論がありまして、少人数でマンツーマンでやることによって、浅川小学校の子供よりもはるかに知能指数が高かったと。これもまた事実証明されているわけですから。だから、みんなその統合じゃなければだめなんだという理屈も、片方では否定する要件にもなっているということです。

私は、統合することになどは、全くちゅうちょしたり反対したりそんなつもりはありません。いい方向に、いい導きをし、本当によかったなとつくり上げるのが私どもの仕事ですから、よい方向につくり上げていくためにこれからどうするかということに、今、岐路に立っているんだなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 岐路に立っているというふうな、町長もそれなりにこのことについてはいつも考えているというような、そういう状況なんだということを、苦勞しているんだというふうに受けとめるんですが、ただ、やっぱり私はその時期というのがあると思うんですね。物事をやるためには、その目的は何なのか、そしていつごろどういうふうにしてやるのか、どういう方々と一緒にやるのかという、そういうものとして考えると、私は、先ほどもいろいろ言いましたけれども、地元の人たちから、その先頭に立って動いていくというのはいろいろな意味で、はばかれるというか、遠慮しなくてはならないようなそういう状況。

確かに独立するときには、私ども一生懸命独立するために頑張ったんだと、こういうことを言うと思うんです。しかし、統合して学校がなくなってしまうというその先頭に立つというのは、考えてみれば確かに大変なことですよ。それは町長もそのとおりだと思うんです。

だから、そこを新たに行政として、そういう時期に来ているんだと、こういう認識を持って、やはりこの盛り上がりや、まずこういうものであってはならないのではないかと、私はそこを言っているんですね。

町長はいろいろ、子供中心なんていうのは、もうとっくの昔に、こんなのは当然だというふうなことも言いました。しかし、やっぱりこういう状況の中で、この将来の子供のために本当にいいのかどうかということは、形にも言うも越境入学というような、そういうことを言わざるを得ないようなことまで出ているんですよ。そういうことを考えれば、そういう時期に来ているだろうということを言っているんです。

その認識を町長が改めない限り、町長はやる気ないでしょう。山白石から里白石から福貴作のようにこういう要望書なり、嘆願書なり、そういうものが付与されない限りはやらないような、そういうかたくなな対応であってはならない。町の果たすべき役割をやはりもう一度考えて、その後の跡利用なんかについても、地元の人たち、うんと心配しているんですよ。そのまんま5年も10年もぶん投げて、さびて最後まで朽ちるまで置くなんていうことはあってはこれはないと。そのためには、やっぱり今からそういうことを、町がプランを立てて、そして将来のこの高齢化社会に向けて、あるいはこれからの都市との交流やさまざまな問題も含めて、町はそういうプランを持っているんだと、こういうことも示しながら、話し合いしながら、私はやるべきだと思うんですが、ちょっと長くなりましたけれども、そういうふうに思いますので、町長、いかがでしょうか。教育長さんは町長の言うとおりでということになるでしょうから、町長にお伺いしたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） かたくなな物の考えなんてはやっていません。極めて柔軟なものの判断でやっています。ですから、私は、最高の使命は、本当に子供たちにとっても当然ですが、町のためにとってどういう道が一番正しいのかと、その正しい道を間違ってはならないなと思っているんです。結果は、ああよかったなというのが結論だと思っているんです。

ですから、その時期がどうのこうのというものがあるがゆえに、教育委員の皆さん方にも、近い将来、避けては通れないよと、だから現場を担う委員の皆さん、真剣に対応してくださいと、こう言っています。田中さん、笑っているところじゃないんだ、本気なんですから。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、8番、田中重忠君、（2）子ども園本体指名入札についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 子ども園本体指名入札について質問いたします。

現在、子ども園敷地造成工事が進められており、間もなく子ども園施設建設工事指名入札が行われることと思います。この指名競争入札では、地元業者を参加させることや分離発注することなど、当然検討していることと思っています。

前回の敷地造成工事入札では、地元業者を1社も指名せず、浅川町民には全くなじみのない業者を8社中6社指名するなど、全く不可解な指名入札が行われました。

これから実施する施設建設工事入札では、1つ、地元業者を指名に入れること、2、分離発注を採用すること、3、JVによる業者指名を認めることなどを十分検討し、地元建設業者がこの建設工事入札に参加できるよう万全の配慮をすべきだと思います。

今回、約9億円にも上る町公共事業の町内経済に与える影響は大変大きく、当然、町経済の活性化にできるだけ役立つ公共事業にしていきたいと思うのであります。

これだけ大きな町公共事業に、地元業者が全く参加できないというのは極めて不自然であり、町民は絶対に納得しないと思います。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

- 1つ、入札時期はいつごろの予定か。
- 2、指名競争入札には町内業者も指名に加えるべきではないか。
- 3、現段階で、子ども園本体建設の予算額は幾らか。
- 4、分離発注で指名入札する考えはないか。
- 5、JV方式で、地元業者を指名競争入札に参加させるべきではないか。
- 6、議会に、子ども園建設の完成予想図を提出し詳細を説明すべきではないか。

以上、6点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目について、造成工事の進捗状況により、開発行為の承認手続や建築確認申請の時期を勘案し発注する

予定です。

2点目、入札方法及び指名業者については、指名委員会の中で十分検討されるものと思います。

3点目、当初予算書に計上しておりますが、10億2,000万円です。

4点目、幼保施設の本体工事と多目的ホールの2つに分けて発注することを検討しております。

5点目、JV方式は考えておりません。

6点目、完成予想図は、先の議会全員協議会でお示ししたとおり、詳細について、これまでも図面等をお示ししながら説明しているところですが、今後も機会があるごとに説明の場を設けたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1番目の入札時期はいつの予定か。要はいつごろ入札をやられるのですかということでお聞きしたんですが、これについてご答弁になっていない。いつごろ入札をされるのか。

それから、業者の指名については、指名委員会で検討する。これは前回の協議会でも、前回の議会でもそのようには答えておりますが、ただ、町としての方針があると思うんです。どういう形で入札をし、どういう形で業者を指名するのか。

ですから、私がお聞きしているのは、町長の指名についてのお考え、それから指名委員長のこの業者指名についてのお考え。例えば、できるだけ町内業者を指名には入れるようにしますとか、そういう考え方を私は聞いているわけです。それについてお答えください。

それから、現段階で10億2,000万という説明であります。これは今までの説明や何かからすると、かなり金額的には膨らんできているというふうに思います。これはそういうことでお答えしたんですから、根拠があるんでしょうから、後ほどこの根拠についてはお聞きしたいと思います。

それから、分離発注の場合、2つに分ける、本体工事、多目的ホールと。多目的ホールというのは、遊戯場を兼ねたいいわゆる大きい部屋ですか。前には災害や何かのときにも使うんだというような話があった。この部分についてをおっしゃっているんですか。そうすると、ここの部分とそれから本体を、いわゆる分けて入札を行うというふうに理解してよろしいんですか。

それから、JV方式については考えていないというご答弁でありましたが、この考えていない、考えないという理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、6番目の子ども園建設の完成予想図をという質問であります。これは私が言っているのは、公共事業である程度の規模の施設ですと完成予想図、図面ではありません。完成予想図というのは、空が描いてあって、雲が飛んでいて、建物があって、子供たちが遊んでいるとか、そういうものをつくるはずですね。できたらそれをぜひ提出して、説明して。そしてこれは、建設工事は2年ぐらいかかりますか、そのときにはやっぱり建設現場に、お金はかかりますけれども、やっぱり完成予想図を描き出して出すべきではないかというふうに思うわけです。それについては、そういう看板ではなくて予想図ができてから、その予想図について提出して、説明していただきたい、こういう質問です。

以上、答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 1点目の入札時期はいつごろかということにつきましては、町長も先ほど答弁しましたとおり、造成工事の進捗状況により開発行為の承認手続や建築確認申請の時期を勘案し発注する予定だということ、答弁したとおりでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私がいつごろと聞いているのは、例えば10月ごろとか、11月ごろとか、12月ごろとか、普通会話の場合は、そういう聞き方されたら、そういうふうに答えるでしょう。それを私は聞いているんです、いつごろなんですかと。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 開発行為の承認手続等につきましては、町で考えることではなくて、相手の承認も必要でございますので、何月ごろというものは明確には現時点では言えないところでございます。それで先ほど町長があのような答弁をしたところでございます。

2点目でございますけれども、町内業者を指名に加えるべきではないかというような話でございますけれども、基本的には、今まで同様、工事実績あるいは技術の職員数、手持ち工事の状況等を考慮しながら指名業者を選定することになるかと思えます。町内業者につきましても、同様の基準で選定することになるかと思えます。

それから、遊戯場につきましては、田中議員の考えているとおりでございます。

それから、JV方式をやらない理由でございますけれども、地元業者が落札して地元経済の活性化の観点からもというお話もございました。町内建築業者全部が建築工事に参加できる参加願いをしているところではございませんので、最低5社以上の指名ということになりますと、地元業者以外のJVとか、そういうことも考えられますので、そういうことが1つの理由でございます。

さらには、やはり共同企業体の活用の原則がございます。単体企業による施工に比べ効果的な施工ができるかどうか、そういうことから考えてJVは組まないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

3点目の予算額の件でございますが、3月の議会の中でも説明してきたところではありますけれども、平成26年11月に作成しました基本計画の概算工事費をもとに、それぞれ時間が経過しておりますことから、諸経費率、人件費、材料費のアップなどを考慮して、つかみで計上したということで説明したところであります。当初予算のまま現在のところ動いていないということでございます。

それから、6点目につきましては、パースについてなお検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1点目の入札時期の予定か、核的なことはわからなくても、いついつごろまでに入札行われる予定ですか、行う予定ですか、その程度のことはわかるでしょう、10月とか11月とか12月とか。それはもう行政のほうで既に予算組んだりなんかするときに計画組んでいるわけですよ。それはいつごろかわか

んない、未定だと。何を目標に、何をして仕事を進めているんですか。当然わかるでしょう、いつごろまでにやりますとか、いつごろまでにできますとか。これ、もう1回、答弁はちゃんとしてください。

それから、業者指名について、指名委員会で検討するわけではありますが、その指名委員長、副町長言っていますけれども、工事実績であるとか、それからいろんな基準とか、そういったものを考慮して、そして指名するんだと今おっしゃっている。

この前の入札で懲りてないんですか、指名。こういう点を十分に考慮して指名したんじゃないですか、8社を。それが、なぜ6社が管理者がいらないから指名辞退しますということになるんですか。こんなの考慮でも何でも、十分考慮したということにならないでしょう。8社指名して、そのうちの6社抜けてしまったんだから。

それで、この工事実績とか基準とか、これはある程度重くみなしたと。しかし、それが絶対的なものではないんですね。それは、過去に浅川町、古久根建設さんがJVで落札して工事やっていて、その間に倒産しましたね。あれなんか大手ですよ、古久根建設。

だから、そういう数字だけ、これは数字重視するのはいいですけども、それ以外に地元の業者については、内情がよくわかるわけだから、現に町の仕事もしているわけですから、そういう町内の業者については、1社も指名しないというのは、これはやっぱりおかしいです。これは指名すべく最大限の努力をしてください。そうでないと、町外の業者だけで何かやっていて、何かあるんじゃないかという話には私はなると思いますよ。副町長、首かしげていますけれども、普通、町民の常識でいうと、そう思いますよ、何で地元の業者1社も入れないんだと。だから、ここはしっかりとひとつ考えていただきたいと思います。

それから、完成図については検討していると。ぜひこれは町民に期待と夢を持たせるためにも、ぜひ立派なものをつくって、そしてできるだけ早い時期に町民にお示しをいただきたいと思います。

最後に1点だけ聞きますが、地元経済の観点ということについて、副町長、かなり言葉にしています。地元経済を活性化するということが、これは私たち町執行、私たち12名、使命なんですよ。町経済が発展しなくて、町が発展したり人口がふえたりなんて、そんなことあり得ないんですよ。ですから、これは最大限、町経済の活性化を念頭に置いて、そして業者に指名を行っていただきたい。そのことを申し上げます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） まず、1点目の工事の発注時期でございますけれども、そう言われるとちょっと困りますけれども、建築工事の期間を考え、平成30年4月開所ということを考えれば、12月定例会に皆様から議決をいただければいいというのが希望的な観測でございます。

これは、先ほど言いましたように、県のほうの許可の関係もございましてはつきりしたことは言えませんが、そのようなことで指名できればとは考えております。

さらに、2点目ですけれども、地元経済の活性化、それは私も同じでございますけれども、先ほど申し上げましたように、地元業者全てが建築工事をできるわけではないので、最低5社を指名しなければならないという場合に、地元業者以外でJVを組んだり、そういうことがあり、また、その業者が落札すれば、地元の活性化にはならないとも考えられるということから申し上げたところでございます。

更に6社がまざらなかつたといいましたが、これはこの前も申し上げましたけれども、5社ですね、5社が

来なかったということになります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで、10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでも結構です。

質問順3、（3）八紘園の整備、管理についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 八紘園の整備、管理については、この議会で何度も質問、提言を行ってきました。

平成24年9月議会で提案した通路部分のカラー舗装については実施されました。しかし、新たな井戸を掘って注水することや、ごみ、汚物の清掃、水質の改善、釣り用魚の放流等については、いまだ実現しておりません。

最初の議会質問から5年間を経過しましたが、八紘園の水質はますます悪くなっており、また、相変わらずごみも数多く浮かんでおります。

最近では、八紘園を整備した際、大金をかけて苦勞してやっと除去したヨシがかなり繁殖をしてきており、このままでは以前の状態に逆戻りしてしまう状態です。また、公園内の木製の橋は、腐れて危険で使用できなくなるとまったままであります。この橋がこの状態になって1年近く過ぎますが、一向に改修されず、通行どめの危険防止テープも何とかぶら下がったままの状態であります。また、噴水は、ことしに入ってから一度も出ていない状況です。

町は何でこの程度の改修整備を5年以上も改善できないのでしょうか。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

八紘園の管理と整備の現状についてお聞きいたします。

2つ目に、朽ち果てて放置されている木橋の安全管理と整備について。

3つ目に、この公園の管理者は一体誰なのか。

4つ目に、八紘園を今後どのように管理していくのか、方針をお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の管理と整備の現状については、噴水、滝などの機械設備等点検清掃と除草等の環境維持管理に分け、委託により実施している状況です。

2点目の木橋につきましては、昨日の補正予算提案理由で説明しましたように、地方創生加速化交付金事業

において対応したいと考えております。

3点目の管理者につきましては、浅川町であり、現在の所管課は農政商工課であります。

4点目の今後の管理につきましては、従来どおりの委託と現在施工しております雨水・下水の状況を見ながら管理してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま町長のほうから、噴水、滝等については委託して管理しているということですが、随分前ではありますが、質問したときに、町長は、私も3日に1回、4日に1回あそこを通っているので現状はよくわかっているというような答弁もされております。

しかし、ただいま町長がおっしゃったように、噴水、滝、それらの管理については委託していると言っていたのですが、委託しているんでしょうね。でも、全然改善されていない。噴水は全然出ていない、ことしも。それから、滝のところも、水全然流れていません。それから、木橋も、今補正予算で、きのうのあれで、ああ補正予算でとったんだなというふうにわかりましたけれども、これはこれまでに、去年の12月もそうだし、3月もだし、6月もそうだし、急に木が腐ったわけではないのですね。もうかなり以前からわかっている、ようやくここへ来てかけかえの予算をとった。予算をとったのはいいんですが、これ、いつまでにできるんですか。この点をお聞きしたいと思います。

それから、現在、要するに木製なので腐った、足が抜けるという危険から、黄色い通行のためのテープを張ってあるわけです。これももう何カ月前から張ってあるんですね。ところが、今それはもう取れちゃって、よれよれになってその辺に転がっているんですね。要するに、管理をしているのであれば、少なくともここから八紘園ですから、現場を見て、テープをやっぱり張って、これ、危険防止のためのテープですから。それが外れちゃっているやつを何カ月間も放置しておくというのはいかがなものなんでしょうか、この点についてお聞きします。

それから、私は八紘園を今後どのように管理していくのか、方針をお聞きしたいということでありましたが、町長からは、現在やっている雨水路の関係とあわせて管理していくんだというご答弁でありました。

私は、この八紘園の管理は、雨水の部分、これは後から出てきて一緒にやれるようになったわけですが、それ以前に、先ほども私申し述べましたが、八紘園には絶えず汚物、ごみ等が浮遊しております。

それから、草が非常に生い茂る。1年に3回ぐらいあれ、水吐けるんですね。このところ三、四年ずっと繰り返しているんですね、水抜いては入れ、抜いては入れるで。しかし、雑草の措置は全くされておられません。

これ、私、何回かやりましたけれども、この中で、その当時質問したことを思い出しますと、結局、水質層を改善するために、商工会の女性部さんがEM酵母菌を入れて水質管理に取り組んだのです。そのときは、かなり水質が改善されたのです。冬になるとかなり透明になったんです。ところが、残念ながら、今は全くそういう状態ではありません。むしろ油か何かみたいなのがギタギタ浮くみたいなそういう状態であります。

そういうことありますので、この4点についてご答弁をいただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず1点目につきまして、噴水が流れていないということでしたが、ことしの1月から6月ごろまでは、確

かにとまっていたましたが、6月、7月ころには一度再開したものです。現在、下水工事のために水を抜いていますので、また中止しているところでございます。

滝につきましては、現在、ちょうどポンプが故障していますので、今後状況を見ながら修理したいと思います。

それから、木橋についての危険防止柵につきましては、速やかに対応していきたいと思います。

それから、浮遊しているごみなどにつきましても、定期的に掃除するような対応をしたいと思います。

橋の完成時期ですが、補正予算が議決されましたら速やかに、できるだけ早目に発注をしたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これは前からなんですけど、委託している。いわゆる委託していれば管理がよくやられているのかという、そうではないんですね。決して距離的に遠い距離ではないので、やっぱり職員がちょこちょこ見に行って、どういう状況になっているのか確認しながら、これはやっぱり管理すべきだと思うんです。特に、紙切れとかペットボトルとか、あれなんかも相当長期間あぁやって浮いたままですからね。

それから、今の答弁の中で、雑草、水草の除去の話が出てきませんでした。これについて、やっていないんだからどのようなお考えもないんでしょうね、今のところ。これはやっぱり真剣に庁内で協議して、また、県とかよその情報を集めて、これはやっぱり除去すべきだと思います。これ、取り組んでください。新しい課長になって大変だと思いますけれども、これは仕事ですから、仕事としてしっかりやっていただきたいと思います。

とにかくあそこは桜の花が咲くと非常にきれいな、そういう浅川町の一面的に観光地であります。ここを長期間にわたってあぁいうふうな状態で置くというのは、浅川町の恥、名折れだと思います。他町村の人から笑われると思います。

それから、さっき答弁に出てきませんでしたけど、ヨシが生えてきているんですよ。若い職員の皆さんにはご存じないかもしれませんが、八紘園には昔、ヨシがいっぱい生えたんです。水はきれいだったんです。でも、水を干して、そのヨシを全部土と一緒に揚げて、そして除去して今の八紘園の池をつくったのです。ところが、その除去したはずのヨシが池の中でなくて、池の土手のところにかなり生えてきています。あれは、かなり早い時期にしっかりと除去しないと、恐らく手をつけられないような状況になると思うんです。これについての対応もあわせてお聞きしたいと思います。

以上。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 現場に行って確認すべきというところにつきましては、今後とも職員等現場に行き、確認しながら対応したいと思います。

それから、水草につきましては、関係者といいますか、専門家の方だとか、私も余り知見がありませんので、今後どのようにすべきかということについては取り組んでいきたいと思います。

それから、ヨシが生えてきているということについても、ヨシが水質を改善するなどという話もちょっと聞

いたような話もありましたので、その辺もあわせて研究していきたいと思います。

以上です。

〔「課長、土手に生えているのね、水の中に生えているのではなくて、土手に生え始まってきているということです。1回……」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、（４）子ども園施設建設の資材置場、現場事務所用地についての質問を許します。  
８番、田中重忠君。

〔８番 田中重忠君起立〕

○８番（田中重忠君） 子ども園施設建設の資材置場、現場事務所用地について質問いたします。

８月10日開かれた町農業委員会に、幼保一体化施設建設業者が資材置き場や駐車場として使用する農地の転用許可を、実際に使用する建設業者にかわり、町が袖山の地権者から無償で２年間借りるということ理由で町が申請しましたとのことですが、これまで浅川町ではこうした前例は一度もなく、なぜこのような申請をしなければならないのか全く理解できません。

以前、町は公共下水道工事などで地元建設業者に町所有地を使用させていました。しかし、町民からクレームがあって以降、町有地は一切使用させていません。

こうした経緯から、今回町が指名競争入札で決まる前に、どの業者に決まるかわからない建設業者のために町民地権者から町がわざわざ用地を借りて用意するというのは、どう考えても理解・納得できません。

また、この1,770平方メートル、536坪の２年間の借用代金が無償だということをとっても一般社会常識では信じられないことでもあります。

こうした前例のないことをなぜやるのか。町が駐車場や資材置き場を借りて準備するのは、工事を円滑に進めるためという説明も全く道理に合いません。

これまで町有地さえ使用させないとしてきた町が、まだ決まってもいない業者のためにこうしたことをやることを、町民は理解できないと思います。

今回の問題で多くの町民が、何か不正が起こるのではないかと、町が関与した談合が行われるのではないかと強い疑念を感じております。今回また浅川町にとって不名誉な談合報道がされるのではないかと不安になるのは私だけではないと思います。

幼保一体化施設建設の指名入札に透明性を確保し、町民から疑念を持たれることのないようにしていただきたいと思います。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

- 1、まだ決まってもいない業者のために、なぜ町が農地転用申請し用地を用意する必要があるのか。
- 2、町は幾らで借り、建設業者に一体幾らで貸し付ける考えなのか。
- 3、借地契約書の具体的内容について契約書のコピーを提示し、説明していただきたいと思います。
- 4、建設用資材置き場は建設用地を利用することで十分対応できるのではないかと。
- 5、今後、公共工事の資材置き場等は全て町が用地を無償で用意するのか。

以上、５点についてお聞きいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順５、10番、角田勝君、（５）幼保一体化施設の業者の利用する資材置場、

駐車場についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

去る8月10日の農業委員会の総会に町が提出した一時転用の件は、今まで町がこのような行為をやったことはなかったと。農業委員会に出してやるというようなことはなかったと考えています。町始まって以来のことです。

そしてまた、申請の書式あるいは契約、こういうものからしても不実のものであると指摘をしたいと思うんです。

というのは、契約というのは、土地を借りるということであれば、土地の面積や土地の地番、あるいは土地の賃料、こういうものがきちんと整っていないければ契約をする、あるいは申請をするというのは、これは常識中の常識でもあります。同時に、行政がそういうことをやるというのも、これまた私は違法ではないかと、こう指摘をせざるを得ないのであります。

総会には、賃料については、落札した業者と地権者が決めると、こういうことなのだという説明がありました。総会の席では、これはもう町始まって以来の、町始まって以来だと思うんですね、私が長年やった農業委員の任期の中でも、1つの議案に2時間近い論議をしたわけでありまして。最後には、事務局が違法でないと言っているのだからやむを得ないと。いろいろ日程も立て込んであるんだから、ここで議決するのもやむを得ないというようなことで、2人の反対だけで議決してしまいましたけれども、全ての農業委員が、議決では賛成したけれども、しっくりいかない。一定の業者に便宜を与えるようなそういうものにつながるのではないかと。あるいは賃料はゼロなどというのも、そういうことを聞いたこともないし、町がそういうことをやるというのも聞いたことがないと、こういうふうなことで、ほとんどの委員はしっくりしないんだけれども、違法ではないんだという事務局のそのことによって、盆前という日程等があったんだとは思いますが、この採決をして、私は臨時総会を開いて、やっぱりもっともっと詳しい説明をして、そしてやるべきだろうというふうな提案をしたんですが、議決されたわけでありまして。

そこで、私は、1つは、提出の理由ですね。これは総会の中では、一体化施設の工事業は円滑に進められるためのそのものでありますと、こういうふうな理由なんですね。

円滑に進めるというのは、何も強調しなくてもこれは当然のことであって、その理由にはならないと私は言ったんですが、ただ、その関係職員と協議をしたらいいだろうというようなことになって、休憩の中で事務局が下に行っている話をしたんだと思うのでありますが、当事者、その契約、この事項の当事者がいなかったというようなこともあって、何かやっぱり前と同じように、いわゆるあの時点では三金興業もその駐車場を使うかのような、そういうはっきりしない、そういう説明でもあったんですね。ですから、なおさら混乱しました。そして、それを最後に250万円云々というふうなこともあって、そういうことを議員をやっている農業委員はわかるのかというふうなことをほかの委員からも私どものほうにあって、私どもは、そういうことはわからないと、こういうふうなことを言いましたけれども、そういうことで混乱をしまして、非常にいまだかつてないそういうものでありました。

そこで、1つは、やっぱり提出した本当の理由は一体何なのかと、町長からお聞きしたいと思うんです。

それから、2つには、業者への便宜を図る処置ということが、結果的には便宜を図ったということになるのではないかと。

3つ目には、まさに農業委員会総会への申請は明快ではなくて、提案の理由は明快でなくて、町の対応について十分意思疎通を図ってはいないと、こう言わざるを得ないものであったのでありますが、それらの状況はなぜ生じたのか。そのことによって、どういう教訓を得たのかということも含めてお伺いしたい。

4つ目には、借地料については、これはやはり町がきちんと、百歩譲って借りるということであれば、これは町が賃料についても契約の中で明らかにして、町が料金を設定して申請しなくてはならないのは当然ではないかと思うんです。

それを協力してくれる地権者とこれを落札した業者が後で決めるんだと、こういうふうなことは農業委員会に対するこの申請のそういうものから、あるいは地方自治体としての契約のあり方、こういうものからしても、これは納得がいけないと。こういうことがなぜ生じたのかということでもあります。

それから、5番目には、やっぱりこういうことを、今後も同じようなことをやってはならんと私は思うんですね。いろいろ解きようもない説明で、後で私もいろいろ関係者からも伺ったのですが、いずれ予算審議の中で明らかになると思うんですけれども、円滑にいかないそういう理由の、時期的な問題はあるんだというふうなことでありましたけれども、それは絶対やってはならないと。契約した業者が、その契約に基づいたその工期を守って、その資材を置くところも駐車場もきちんと自分で確保して、そして立派な、一体化してそれを建設するのが当然ではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 8番議員、10番議員にお答えいたします。

まず初めに、8番議員にお答えします。

1点目について、造成工事、建設工事に支障のないように対応するためです。

2点目については、町が転用の許可を受けることで事業進展に寄与するもので、借地料については、地権者と事業者の間で協議することになります。

3点目、町と地権者の契約行為はしておりません。

4点目、造成工事の途中から建築工事が入る計画です。敷地内が非常に煩雑となることから、整地外に用地を確保することが事業を円滑に進める上で必要であると考えております。

5点目、町の主体事業であります事業を進めるために事前に許可をとったもので、工事の規模により判断すべきだと考えます。

次に、角田議員にお答えします。

1点目、4点目については、田中議員にお答えしたとおりです。

2点目以降ですが、円滑な事業の推進を行うためのものであり、業者への便宜とは考えておりません。町が行う事業規模によりますが、事業を円滑に進めるため、必要であると判断されれば今後もあり得るものと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） なぜこのような申請をしたかということについて、事業に支障のないようにというのは、これは最大の答えのようではありますが、これはやっぱりどう見てもおかしいですよ。支障のないようにするのが当然のこと。支障のないように計画をし、支障のないように事業を進める。ただ、支障のないように今までやったこともない、本当にこの申請者たる資格があるかどうか判然としない、そういう状態で浅川町が申請をするということは、支障のないようにやるためにはやむを得ないんだということにはならないと思うんです。

もし、それをやってやらないと支障が出るようなあれだったら、やっぱりもっと努力し早くやるとか、期間を延長するとか、それは普通そういうふうにするんじゃないですか。支障のないようにいろんなことを、今までやったこともないようなことをいろいろやっていいという話にはならないと思うんです。

2つ目の幾らで借り、建設業者に一体幾らで貸し付ける考えなのかということについては、地権者と業者とで決めると。地権者と業者とで決めるんだったら、浅川町には農業委員会に対する申請する権限、根拠はどこにあるんでしょうか。町は権限も関係もないと思いますよ、町が契約も何もしていないのだったら。そして業者そのものも、これから入札をやって、どの業者がとるかということでしょう。まだ、業者も決まっていない、その段階で町がその業者にかわって農地転用許可の申請をするというのは、これこそやっぱりおかしいですよ。これは町民からは大きな不信感を持たれます、また、持たれています。

だから、今契約はしていないんですね。契約をしていけばコピーなどを資料として出していただくかと思ったんですが。

それから、4つ目の建設用資材置き場は、建設業者については、工事建設地外に用意することで工事に支障のないようにということですが、私の考え理解が間違っているかどうかわかりませんが、公共下水道とか、それからある施設の追加工事とかの場合には、工事箇所と違うところにこういう駐車場とか建設資材置き場とかを用意しているようではありますが、浅川町の子どもの園のように、あれだけの広大な敷地に建設する建物の管理に、あの敷地以外に資材置き場や何かを用意する必要は普通はないと思うんですね。その敷地内でやっているはずですよ。

これ、私はよく定かではありませんが、町長ご存じなんですね。石川町役場、あそこ私道路で何回か通ってそのように感じたんですが、石川町役場のあれだけの大々的な工事であっても、よそに資材置き場や何かを準備したという様子はなかったように思うんです。

それ、とにかく十分広い敷地ですから、あの中でやれるはずですよ。もしやれないのであれば、優良な農地をわざわざ農地転用するんじゃなくて、あのバイパス側の上のほうにくど藤で荒れた雑種地があるんですよ。あそこでも十分間に合うわけですから。そうすると、これは恐らく期間に間に合うように、支障のないようにということは、解決するのではないですか。

それと、5番目の今後の公共工事の資材置き場等について、これは工事の規模により判断する。町は一旦、そういうものには使わせないとやって、置いていた資材を全部運び出させたわけでしょう。だとしたら、やらないならやらないで行くべきで、今度みたいに、業者にかわって転用許可とってやったり何なり、とことん面倒見るんだというのだったら面倒見る、それは一貫性を持ってやっていただかないと困ると思うんですね。

以上の点について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

まず、1点目、過去に例がないということのおただしでございましたが、これまで浅川字越巻地内で農地転用を行ったばかりでございます。それについては、残土捨て場という形で町が申請したところであります。

また、農地転用について支障のないようにするというところでございましたが、過去に平成26年11月に作成しました幼保一体化基本計画の整備スケジュールにできるだけ沿って事業を進めているものでございます。

造成工事が一定程度進みますと、開発行為も37条の申請を行うように計画しております。

その中で、園庭等そういうところに資材が置けないということもはっきりわかってきましたので、敷地外に場所を確保せざるを得ないという観点でございます。敷地内で使えるところは、建築する部分の用地でございますが、その部分についても、造成工事の途中から建設工事が入ってくるという計画にもなっておりますことから、常にあっち行ったこっち行ったということにならないような体制をとったところでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 議長、いいですか。これ、再質問じゃないですよ。

○議長（円谷忠吉君） 再質問で。

○8番（田中重忠君） 再質問じゃないですよ、答えてないんですよ。だから、答えていないところを指摘させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 失礼いたしました。

町が必要であるということであれば、今後も対応せざるを得ないとは考えております。

残土捨て場のように業者さんが決まってから農地転用をかけるということになると、工事が始まるのが、許可を受けるまで工事が始まるものではありませんし、その許可も長くなりますことから、状況に応じた対応をしなければならないとは考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの残土置き場の話、これとこの駐車場・資材置き場の条件は全く違います。

私が聞いているのは、残土置き場のような類いのものではなくて、公共工事の資材置き場等について、町は今後、無償で手続をするのかということについてお聞きしたわけです。ですから、これ、再度答弁きちっとしてください。

それから、建設用資材置き場は建設用地を利用しては支障があるということですが、これは間違いありませんか。通常、建設現場敷地にプレハブの現場事務所が建ったり、資材や何かが置かれていたり、というのは、今資材はもう使う順序を考えながら運び込むようになっていきますので、そんなに膨大にはならないんですね。

ですから、私が申し上げたのは、あれだけの広い敷地で、ましてグラウンドが大半のところだったら、十分あの中で資材を置いたり、関係者の駐車をするスペースなどは幾らでも確保できるのではないのか。

それから、もし確保できないのであれば、上に雑種地で転用許可も何も要らないそういうところがあるんですから、工事に支障のないように急いだために町が申請したんだというのが、やはり理由にはならないのではないかというふうに思います。この点について、再度ご答弁いただきたいと思います。

それで、ただいまの保健福祉課長がご答弁をしているんですが、これ、事業そのものの建物とか施設そのものが保健福祉課長なんだと思いますが、この工事全体の進行、それからその農地転用については、それぞれ担当課があると思いますので、その方々が答弁をすべきではないのか、もしくは町長が答弁すべきではないかと思うんですが、その点についてもお尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 各種申請許認可の手続につきましては、これまでも保健福祉課で対応してきたところでございます。

造成工事の中で開発行為の37条申請を行っていくということの説明をさせていただきましたが、申請を出すことができるということの条件については、1号・2号調整池が完成し、側溝が全て完成しないと申請書が出せないということになっております。ですから、工事の進捗状況を勘案しないと次のステップに進めないということがございます。

園庭等完成した中で、資材置き場や駐車場として使うということのままならないと考えております。調整池が完成した中で次のステップに入っていくということでありますので、なるべく完成したところにはさわらないというような対応をしていくためにも、資材置き場、そしてさらに多くの業者さんが出入りするような駐車場については敷地以外の、しかも隣接するようなところを確保すべきだということで判断したところであります。

以上でございます。

〔「議長、残土とは条件が違うんじゃないですかという……」の声あり〕

○保健福祉課長（須藤寿行君） 越巻地内の残土捨て場、そして坂前地内の駐車場、それぞれ条件が違うかとは思いますが、対応の仕方については同じような形で最善の方法を尽くしたと判断しております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私が質問した趣旨には答えていないということが、1つは、やはりこの提出の理由ですね。これがわかりやすくきちっと円滑な事業の推進と、こういうものの域から私は出ていないような気がするんですね。

例えば、駐車場とか資材置き場を確保しておかないと、あのグラウンドの中ではどうしてもできないんだという、どうしてもできない。あれほど広いところでなぜできないのかという、そこところがすんとこないですね。既にあの地域は、例えばそれと同時に三金さんのあの今駐車場で借りておる、そういうところだって、造成工事が終わるわけですから借りられるでしょう、あの地域も、そういう例えば段取りをとれば。そのところをもう少しわかりやすくやってほしい。

拾えるところでは、一時転用に何か月もかかっちゃって、入札に間に合わないようになってしまうと、こういうふうなことが本音なんだということを言いましたけれども、まだ入札はいつなのか決まっていないんです

ね。12月までには決めるということがきょう初めて聞きましたけれども、12月までに間に合わないようなそういうものに、私は、だとすれば、12月にちゃんと決まってからだってどうしてもやる事ができるし、その間三金さんの駐車場を借りることもできると思うんです。

だから、そういうことをやらないで、ただ単に円滑な事業の推進のためだということで、賃料も明らかに決まった業者が決めてほしいというような、私はそういう賃料については、私どもは責任は持ちません。しかし、やっぱり一時転用の許可を申請しますと、こういうのはないでしょう。そういう不実なものは私はないと思うんです。その理由を明解にもう一度お聞かせ願いたいと。

そして、私の質問の3番にも、そういうことさえ農業委員会の総会では、申請のための提案説明の中には出てこないんです。だから、三金興業だって、あそこ使うんだというふうに私はあの時点では思ったんですよ。しかし、考えてみると違うということで、後で私は役場のかかわりある人に聞いて、あれは全然三金興業は使わないと。今度の落札した業者が使うんだから、特定の業者ではないんだと、こういうことで特定の業者ということについては退けたんですね、私の言ったことについて。

ですから、そういう意味では、結果的には、私から見ても特定の業者に町が便宜を図っているということになるんだと思うんです。

今、課長が言った残土捨て場のことなんか、これ、町がちゃんと農業委員会に申請して出しているんじゃないでしょう、当事者がちゃんと出したんでしょ、これ。町が土捨て場の、あの越巻のところのノーサンフーズの方のところの了解をもらって、そして捨てるという、そういうことなんか当事者同士がやっているんですよ。町がちゃんとこういうことをやって出したわけじゃないでしょう。同じではないんですよ、それね。

そのことを私は言いたいと思うんですけれども、同時に、先ほどちょっとありましたけれども、あそこに全部鉄板敷き詰めるというのですね。全部かどうかちょっと、ほとんど鉄板を敷いて資材置き場にするんだと。その鉄板を敷くという費用についても、町が持つわけでしょう。あの申請の中ではそういうふうにして説明しました。

そういう経費は一切町が持って、そしてそれについては、使う業者からは一銭ももらわないと、こういうことになるわけです。そのこともあわせてお聞きしたい。

同時に、やはりこういう農業委員会の総会に混乱を持ち込む、持ち込むという言い方ないですね、混乱が生ずるようなそういう事務当局の町の合意や打ち合わせなり、協議なり、そういうものがきちんとなされなかったというふうに私は感じて、それはやっぱりどういうところからきているのか。そういう教訓はやっぱり生かすべきだろうと、今後の事業にも。そのことについては何ら答弁されておりませんので、そのことも今後の問題としてきちんと聞いておきたいと思います。

それから、借地料についても、町は関係ないんだという立場です、これ。あのときにも、これはこれで別で、賃料については当事者で決めてもらうんだと。だから、幾らになるかもわからないんだと。こういうことを町がやるべきでは私はないと思うんです。これは明快ではないし、明瞭ではないし、やっぱりそういう申請を出して、申請の当事者があとはそっちは当事者でやってくれと、俺はわからないと、こういうふうなことがあってはならないと。だからこういうことを二度とあってはならないと私は思うんです。いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、質問事項が結構数多くありますので、今質問された内容について、1つ1つ説明したいと思います。

まずは、これらの一時転用を必要としたその申請理由になりますけれども、現在造成工事を実施しております。契約工期が12月22日までであります。また、先ほど説明がありました建築工事、これについては12月の議会で承認をいただくような方向で現在進めておるといことですので、当然造成工事と建築工事の施工期間が重複するという状況は当然想定はできます。

そういう状況において、工事に必要なその用地、現場事務所、資材置き場等の用地ですが、これについては、町の工事請負契約約款第16条によりまして、必要とする日までに確保しなければならないということで一時転用の手続をしたわけでございます。

必要な日までということですので、工事発注前にはそういった現場事務所、資材置き場等の用地を確保することが工事請負契約約款の中においても明示されておりますので、そういった条項に基づいて必要な用地を確保したということでございます。

1点目については、確保した目的はそのようなことでございます。

あと契約の形態についてですが、今回、土地の地権者と町においては、使用貸借というふうな意味合いで契約書を特に交わしてはおりませんが、使用料が発生しないその使用貸借ということで手続をしたものでありまして、それらのその用地については、発注する場合に、特記仕様書に工事に必要な用地ということ場所を明示をして、現場事務所についてはこの場所を用意した上で工事の発注体制を整えてほしいということで、入札の条件、特記仕様書に明示をして、契約等については、土地の地権者と請負者の間で賃貸借契約に基づいて取り扱いをするということで、現段階においては使用貸借の契約になりますので、そのような賃料が発生するというものではないというふうに解釈しております。

それらの契約の形態につきましては、一般的な三者契約という契約形態が成り立ってくる関係上、従来も同じような形態で、必要な用地を確保した例もありますけれども、具体的な契約書の書式とかそういったものについては、まだ整備がされておられませんので、今回のところは、口頭によりますけれども、そういった流れでもって進めてきたということで、一時転用の申請、及び今後必要とされる用地については、それらの目的に沿って確保した用地でありまして、必要な用地であるというふうに判断しております。

今後こういった用地を確保するのかということでございますけれども、全ての工事にこういった工事に必要な用地を確保するということではございませんで、こういった建築工事、造成工事、工事が広範囲に広がると、そういった関係上、必要な物件の工事もあるかと思えます。公共下水道工事の管渠工事であれば、このような広大な現場事務所の敷地は必要はありませんので、そういった工事の内容によっても確保する場合と確保しない場合と、それは工事量の規模によって変わってくるものというふうに判断しておりますので、今後はそのような公共工事における一時転用は、対応するとかしないとかではなくて、工事の規模によって対応するという考えで対応したいというふうに考えております。

もう1点は、三金興業さんで、今、造成工事を実施しておりますが、どうしても今利用しております現場事務所、ここだけでは資材の置き場が困難だということで、今回一時転用しました別な土地について、敷き鉄板をしまして、そこに関係する工事用の資材等を置く計画で現在進めております。

また、それらの鉄板の費用については、町が対応するというふうなお話もございましたが、それらについては、そういうことは一切ございません。関係する工事の仮設費用については、工事請負契約の積算上、仮設工事に必要な経費は共通仮設費の中において費用を積算しておりますので、それは請負者の体制の中でやるものであって、町が直接費用負担するものではないということになっております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） るる担当課長から聞きましたけれども、町が工事の規模によってこういうことをやることは違法でも何でもないと、こういうふうなことが、今、課長から言われました。

しかし、課長が今言った後段の中では、もう既に入札が終わって仕事を進めている三金興業さんもここを利用するんだと、こういうふうなことを今私は聞いたんですけども、そうすると、これは一体、三金興業さんも利用するために、やっぱり早くやらなければならないというふうなことがあったわけですか。今後、本質的に見れば、12月の入札までのことを考えれば、これはその前に、その後だって決して遅くはないのでありますが、ただ、もう既に落札して工事が進めている業者が、施設の資材置き場が足りないから、鉄板敷いて使うから、ぜひそのところを借りるんだと、こういうふうなことは成り立つんですか。

特定の業者がもう既に落札しているんですよ。そうすると、仮設工事も含めてそういう経費はもう出されているんですよ。議決しているんですよ。そういう業者に、資材置き場が足りないから、今度はそのところに、資材置き場を町が用意したからそこを無料で使ってくださいと、こんなこと許せるんですか。

私の言っていることがちょっとおかしいのか何かわからないんですけども、今、課長さんのほうの答弁を聞いていると、私はそういうふうな理解したのでありますが、その点もお伺いしたいと思います。

そして、この賃料について、農業委員会の総会でもいろいろ論議が出たんですね。そういう中で、ゼロ円だというのは結局どういうことなんだと。

そうすると、業者が地権者に借地料を払うという、そういうことはこの契約の中には出てこないということになれば、業者が地権者に払うという、そういう法的な根拠というのですか、私は法的にも問題あったと言ったのは、法的な根拠というのはどういうものに基づいて、業者は契約も何もしていない、町が契約しているという業者に金を払うということになるんですか。そういうことも私は法的にはわからない。これはやっぱりどういうふうな法律でどうなっているのか、その辺も明らかにしてほしいなというふうに思います。

何よりも、やっぱり円滑な工事のために、そこにはなかなか置けなくなるからやるんだということなんですけれども、例えばそういうものも、なぜそういうものが置けないのか。例えば、地下に調整池ですか、いわゆる大きい箱を広いところに地下につくったら、その上には大きな重機を置けないとか、重量のダンプなんかも乗っけることもできないんだとか、そういう具体的ななぜ説明しないんですか。私が聞いたのはそういうふうな聞いたんですね、その私の役場の関係者とのいろいろな話の中では、だから、そういうわかりやすくなぜ説明をしないんだというのですね。だから、そういうところはなぜ、隠すわけではないでしょうけれども、私もこう言っているように、その理由も大きなものになっていくんだと思うんですよ。

だから、やっぱりそういう法的な契約の仕方、そういうものと同時に、特定の業者、今の三金興業は、鉄板敷いて、その費用は我が持つけれども、あの土地の利用については無償ということになるんですか。それとも、

そういう予算も含めて、三金さんも今使うということであれば、地権者に金を払うと。そっちの本体の落札した業者と三金さんも払うと、こういうことにまたなるんですか。

その辺もわかりやすく説明してもらおうと同時に、法的な根拠も明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、一時転用の土地の関係ですが、今回の一転をした土地に関しては、基本的には、造成工事に必要な用地の確保ということではなくて、建築工事に必要な現場事務所・資材置き場のための用地として確保したというふうな目的で対応しております。

その中において、現在も造成工事を実施していますので、造成工事を実施するに当たって、現在、出入り口部分を2号調整池を工事している関係上、資材関係等が納入されても、その奥に入れることはちょっと困難な状況にあるということで、工事に必要な用地、そういった関係の用地については、基本的に発注する条件として用地を確保する必要があるということで、先ほども言いましたように、請負契約約款上において必要な用地の確保ということに当たるものというふうに考えております。

契約の関係ですが、土地の地権者と町と業者と、基本的には三者による契約という形態になろうかと思いません。

工事発注する前においては、落札業者、契約者が決まっていますので、あくまでも土地の地権者と町の間においては、金銭の発生しない使用貸借でもって了承を得た中において転用の手続をしたということでございます。

その地権者と町の間で、使用貸借に基づきまして転用の許可をいただきまして、入札に提示します中に工事に必要な用地を提示をするということでございます。

その工事の積算においては、その関係する用地については、現場事務所等々の費用については諸経費、共通仮設費の中においてそういった現場事務所等に要する費用は、積算上盛り込まれておりますので、その関係上、落札業者が決まれば、使用貸借ではなくて、今度は民民の契約になりますので、賃貸借契約ということで、そこで費用が発生するものということでございますので、今段階において費用が直接、町が一旦受けて、それを貸し出すと、そういう形態にはならないものというふうに考えております。

法的にという部分ありますが、そういった使用貸借契約と賃貸契約ということで使い分けをするというか、そういう中において契約上の対応は図れるものというふうに考えております。

以上でございます。

〔「答弁漏れがあります。議長。例えば、町は残土捨て場についてもやったと、そういう例もあるんだということを言っておりますけれども、それはやっぱり町がやったんじゃないでしょう。これは当事者がやって、ただ町は、そういうあの場所を見つけて、そういう便宜を図ったのではないかということです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 浅川字越巻地内の残土捨て場につきましても、町と地権者の申請となっております。今回も同様、町と地権者の申請となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで昼食のため、1時まで休憩とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順3、（5）工業団地造成と企業誘致についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 工業団地造成と企業誘致について質問いたします。

本件については、平成24年12月議会で質問しておりますが、町長はその際、従来どおりオーダーメード方式に対応します、工場敷地予定地の買収見通しは現在ありません、新しい工場の立地の申し出があれば確保・あつせんで対応したいと考えていますと答弁しました。また私の、オーダーメード方式をやめ、団地造成をすべきではないか、もしオーダーメード方式で進めるなら、地権者と用地提供について約定を交わし、前もって準備しておくべきではないか、担当課の対応を整備すべきではないか等について、町長は提言として踏まえておくと答弁しました。この質問をした平成24年12月から既に約3年半、町は企業誘致についてその後どのような対応等検討をしたのか。須藤町長が就任して早くも9年余になりますが、この間企業誘致は全く進んでおらず、町の発展は足踏みしています。企業誘致、雇用の確保・拡大なしに町の発展は絶対に望めません。浅川町の企業誘致について町長は一体どのように考え、またどのように進めようとしているのか、町長の考えを明確に示していただきたいと思います。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

- 1、企業誘致の現状と今後の町の方針について。
- 2、オーダーメード方式について、詳しい説明を聞きたい。
- 3、オーダーメード方式対応の造成用地をどこに想定しているのか。
- 4、造成用地を提供してくれる地権者との約定の内容についてお聞きしたい。
- 5、オーダーメード工場用地への企業誘致の現状について。

以上、5点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えいたします。

1点目の企業誘致の現状は、現在のところ進展はありません。

今後の方針は、従来どおりオーダーメード方式により、県の機関等と連携をとりながら行ってまいります。

2点目のオーダーメード方式の詳細ですが、立地企業の必要面積などの意向を踏まえた造成を行うものと理解しております。

3点目の用地の場所ですが、課税の特例などの支援措置を受けられる、主に東大畑、袖山にまたがる浅川南工業団地を想定いたしております。

4点目の用地の地権者との約定ですが、現時点ではありません。

5点目につきましては、1点目にお答えしたとおりですが、問い合わせ等がありましたら真摯に対応したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま企業誘致はいわゆる進んでいない、今後の方針軸も従来どおりでやっていくというようなご答弁いただきました。

それで、このオーダーメイド方式については、2番で町長答えたとおり進出企業、進出を希望する企業から申し入れがあり、それに応じて町がその用地を地権者から買うなり借りるなりして、それを造成して企業誘致すると、こういうことであります。それで想定している用地は、東大畑と袖山あたりに適地があるということだと思います。想定しているということでもあります。それで、それらの東大畑と袖山の用地について、地権者との約定は何かあるのですかという私の質問に、町長は今、約定等は何もないということでございました。また、現時点で問い合わせ等もないということでもあります。これが仮に浅川町に進出したいという企業があったときに、浅川町ではどのような手順で進めようとしているのでしょうか。

私どもが考えるところによりますと、そういう企業から要望があつて、初めて今度は町が地権者に当たって、地権者を探し、地権者の要望をいただいて、用地として了解をいただいて、そして用地造成をするということだと思うんです。しかし、実際問題としてこのような方式で現在企業誘致を図っている、企業誘致に成功している、そういう話はほとんど聞いておりません。

それで前の質問のときに、もうこうした方針をとっていても企業誘致は図れないから、この方式はやめて新たにリスクがあつても企業誘致に工場用地を、団地を造成して準備をすべきではないか、こういう質問をしてまいりました。これらについて町は、ただいまの町長の答弁だと今後の方針でいくというお話であります。これでは企業誘致が全く進まない。これは多くの町民の共通認識だと思います。

そこで、このオーダーメイド方式はやめて、工業団地を造成して、そして積極的に企業誘致を図る、そうした方向に転換するお考えはないでしょうか。その点についてご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 誘致が進まないオーダーメイド方式をやめて新しい団地をつくれということですが、基本的に私は公の場で企業誘致します、やります、ただの一度もきょうに至るまで発言したことはありません。それからもう一つ、オーダーメイド方式、これはご承知のようにニッセイが進出して、あそこに道路がなかったわけですが、再見形から森下までの新しい道路と水道を敷設することによって、当時、7ヘクタールか面積ちょっと忘れましたが、一応ネットをかけましたね、オーダーメイド。それで、当時あの時点で、角田議員いたかな、そういう経過があつて本来は道路できてネットかけた時点で、土地をある程度全て買収すればよかったんですね。当時は道路できる前までは、地権者がどこかに古い記録があるかもわかりませんが、ある程度8割方は地権者が同意なさっていたんです。ところがその後、そのオーダーメイド方式というのはそこから出たんですけれども、進出する企業の希望によって土地を、面積を割り振りしてそして誘致をするという当

時の目標でした。ではそういう目標が、道路できる前にネット分を町が購入すれば、現時点では工業団地としての用地指定にはなったんだと思うんですが、それをやらないで道路をつくり水道管を入れたことによって、地権者は、じゃ、地の値上がりというのは想定されたんでしょう、同意できなくなって、その後、進出する企業がありまして、あの地域内に操業しようということで来たんですが、結果的には当時の課長さん、あるいは総務課長さん等々がいろいろ担当課長も苦労したんですけども、結果的に土地の購入には至らずして鏡石のほうに行ってしまったという経過です。仕事は逆だったんです。ネットをかけたときに、地権者の同意をいただいて土地を買収して道路、水道を布設するということだったのが、先に道路、水道を布設することによって、地権者は土地の有効利用ということがあったんでしょう、だめになったとって、経緯が今に至っているということなんです。

オーダーメイドという方式、私自身は使ったことはありませんけれども、そういう問いがあったために、オーダーメイド方式ということでお答えをした、私はそういう記憶なんです。企業誘致をしますと、施日から公約とかいろいろあるんだと思うんですが、私はなぜやらないと、なぜ企業誘致、それは働く場所を確保して定住促進を図ると、基本だと思うんですが、やっても長くいろんな話をしても、町に定着する企業が見当たらない、できない、来ないですね。

ですから、それではどうするんだということであって、今、雨水対策等々やっていますが、私は町内に現在立地している既存企業が、どうすればこの町で企業経営としてやれる条件を整うかということで、今、環境整備に努力をしているということなんです。いわゆる私どもは、企業経営に参画して経営の中に入ってやれる立場ではありませんから、経営者協会の社長さんたちの年に1回、2回の集まりのときにもいろいろ要望を出していただいて、そして社屋、環境整備等々の共生としてできる分のお手伝いをしようということが、始まりがいわゆる大同信号、あの一遍の雨水のたびにあふれるという、そういう要望から出たのが今回の雨水対策の原点であります。

私は各企業を訪問して経営者、トップ、直接お会いしてそういう話の結果、今やっているのが環境整備のお手伝いなんです。

したがって、じゃ、今が仮想といいますかの話でしたね。実際にどういう企業でどういう規模のものが来るか、私は全くわからない中での話ですからできませんけれども、例えば50人、100人の企業が東京事務所から案内があつてどうだと、あなたの町ということであれば、それは土地の確保は工業団地内に、工業団地といいますが、既存の工業団地内にありますので、それらの紹介と相談はできるなというふうに思っています。あることを願っていますが、なかなかそういう状況にはなっていないのがご承知のように現実の問題でありまして、私は空論、理想論じゃなくて、現実を捉えてしっかりと地に足をつけて今後進めてまいりたいなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま町長の答弁をいただいたわけですが、なるほどなというふうに私なりに納得をいたします。まず、誘致というのは本当に幾ら一生懸命やっても形にならないということ、町長の言うとおりであります。それだけにどこの町村も、本当に本気になって進出してくる企業を探して、そして努力をして、そして何十回の中のわずか1回だけの成功をかけて取り組んでいるわけであります。

ところが、今、町長のお話を聞いておまして、なるほど私なりに納得したのは、1つはまず浅川町の場合、企業誘致の受け入れ態勢が全くなっていない。農政商工課の中の商工係が1人担当している。企業回りなんかもちろんできないでしょう。それからやっぱり気合をかけている在京浅川会との交流などで、会員の皆さんとの話し合いの中で、浅川町に進出してくれるそうした企業がないか、それらについての働きかけも十分には行われていないと思うんであります。

それから、町長は非常に重大な発言をしております。誘致の話を私は一度も発言したことがない。やはり町長は浅川町のトップですから、やっぱり積極的に企業誘致について企業の方々に働きかけて、そして来ていただく企業を探してほしいんです。現在、福島県の内堀知事がトップセールスということで桃を売り、酒を売り、いろいろやっぱりやっています。やはりその町のトップ、県の行政のトップが本当に本気になって先頭に立って取り組んでいただかないと、これは企業誘致というのは進まないと思います。町長の発言の中には、このまま企業誘致やっても見当たらないと。そんなに簡単に探せるんだったら何の苦労もないわけでありまして。そういうのは現在の状況だと思います。だからこの状況を踏まえて、とにかく町長も私たち議員も、さらには担当課の職員も一丸となって本気で企業誘致に取り組むべきではないでしょうか。

企業誘致が進まない、雇用の拡大がしない、そういう中で町が発展するとか人口がふえる、こうしたことはあり得ないんですね。特に振興計画の中でも、企業誘致についてはほとんど触れられていません。そうしたことが、もう浅川町の企業誘致の実際の姿だと思います。これらについて、再度町長にご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 理屈じゃなくて、ぜひ一緒にやってくれるようにお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）花火の里ニュータウンの販売についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 花火の里ニュータウンの販売について質問をいたします。

今年度、期間限定で実施している震災被災者向け花火の里ニュータウンの特別販売は、現在まで販売に結びつく問い合わせはもちろん、1区画の販売もできておりません。町長と関係幹部職員が英知を集めて実施した今回の期間限定の特別販売は、私が危惧していたとおり全く成果を上げることができていません。今回の特別販売計画を説明した全員協議会時点で、販売できる可能性を私は全く感じていませんでした。特別販売といっても、価格は決して安くはなく、また販売促進のための宣伝方法も全く不十分であり、さらに販売相手を被災者だけに限定したことが販売できないことの決定的な原因になっていると思われまます。町長と幹部職員だけで計画したこの限定販売促進方法では、残念ながら成果は上げられておりません。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

ニュータウン宅造販売の現状についてお聞きしたい。

2、今回の原発被災者を対象にした特別販売の現状と成果について。

3、今後の販売計画と見通しについて。

4、10年以上1区画も売れていない宅地造成事業特別会計予算には重大な問題がある。町長は町政執行者と

して、この責任をどう考えているのかお聞きしたい。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、112区画中37区画が未分譲となっております。

2点目については、本年2月より特別分譲を開始し、来年の4月までが販売期間です。現状では、県が取り組んでおります避難者の生活再建に向けた戸別訪問の中で、情報提供をしていただいている状況です。販売実績はございません。

3点目については、県による戸別訪問の中で引き続き情報を提供していただけるよう、パンフレットにより追加依頼をする予定であります。引き続き、特別分譲の取り組みを期間まで推進する考えであります。

4点目につきましては、販売不振が長期化しておりますが、情勢に即した販売方法、または新たな取り組みを模索し販売促進を図ってまいりたいと思っております。責任の所在についても、販売することに集中することはその責任の所在と考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 宅造販売の現状については、町長答弁のとおり、ほとんど全く進んでいない、こういうことでございます。それで今回のその特別販売の最大の失敗は、宣伝方法が全くとられていない。ただいま町長が答弁しましたように、県の取り組みにあわせて情報提供をいただくとか、そういったことで行っておりますが、何よりも大事なものはインターネット等、それらによってもっとしっかりと宣伝をすると、このことがほとんどやられておりません。ホームページのほんの一部分にちょっと出ている程度であります。これでは取り組みになっているとは言えません。それと、県内近隣町村の不動産業者に対してもお願い、情報の提供、こうしたこともやられていません。今、浅川町内の不動産、ぽちぽち動いております。だけれども、これらが動いている中の大部分は、不動産業者さんが取り扱っているものであります。この業者さんたちは、お互いに町内、町外、そういう同業者と常にパイプを太くして情報の交換をして、お宅のほうにこういう土地あるか、こういうものどうだ、幾らするんだというようなことで情報を交換してやっております。

ところが、浅川町の今回の限定販売では、不動産業者を全く入れていません。役場に来れば説明します、パンフレット渡します、そんな程度だけです。少なくとも近隣町村の不動産業者さんを集めて、しっかりと説明する場を設ける。また、大きい須賀川とか郡山とか白河とか、そういうところの不動産業者さんと積極的に席を交えて情報交換をする、お願いをする、こうしたことが絶対に不可欠なものであります。これらのことがやられていない、だから問い合わせもない、問い合わせがあっても条件が合わないから売れないんじゃない、問い合わせすらない、こういう状況であります。

この辺のところをしっかりと検証してやり直さないと、到底浅川町のニュータウン宅造の販売は進まないと思います。

それから、新たな取り組みについても町長から答弁がありました。この取り組みについては、庁内で十分に協議・検討し、さらには議会とも協議して、そして何が最善の方法なのか、この辺をしっかりとつかんでそしてやっていただかないと、いつまでたっても浅川町の宅造販売は進まない、こういうふうに思います。その辺

について、町長にお願いと答弁をいただきたいと思います。

それで、先ほどの企業誘致の件につきましても、町長、ぜひ議員にご協力いただきたいというお話でありました。私は、もともと議会というのは執行とともに協力してそして事を進めていく、そういう責任が十分あるんだと思うんですね。ですから、きちんと組織なり何なりを立ち上げて私ども議員の声も聞いていただいて、そして一緒になって宅造の販売、企業の誘致、そうしたものを進めていってほしいと思うのであります。これらについて、町長のご答弁をいただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 特別分譲販売は2月から実施しておりますが、今、町長答弁ありましたように、問い合わせ等、販売実績等1件もないのが実情でございます。ご指摘の内容の、取り組みがパンフレット配布では非常に難しいのではないかとということで、先ほど町長答弁にもありましたように、新たな方策を模索ということで答弁したとおり、今現在も検討を加えている状況でございます。

今現在の状況も把握しておりますが、県内における避難者については県内外を含めて約8万人、9万人近くいると、そのうち4万人程度が県内に避難をされているという状況になっております。また仮設住宅においては、1万5,000戸ほどまだ仮設住宅があるという状況で、その仮設住宅に入居している人が約半分程度、まだ仮設住宅に入居しているということで、8,500戸ほどまだ県内の仮設住宅に入居しているという状況を把握しております。それらの人口については、約1万6,000人の方がまだ仮設住宅で、安住の住居先が決まっていないという状況が、今現在の県内の状況ということも把握しておりますので、これらの特別分譲について新たな販売方法ということを模索しているのが現状でございます。

今お話ありましたように、県の避難者支援課、そちらとも連絡をとりましてお願いしております戸別訪問、これらについても状況については情報提供いただいている状況です。実際、県の職員、関係する情報の職員、社会福祉協議会の職員が、戸別訪問の際にパンフレットを持って対応していただいているということですが、実情については把握しているまではいきませんので、それだけでは半年を過ぎた中において不十分な状況かなということを経験しまして、今、話ありました県内の不動産協会、県内の建築協会、またはハウスメーカー、もしくは県内の支援団体でありますNPO法人とか、いろんな団体を通した中において、残された期間において特別分譲の販売を推進していくということで、来年4月までの期間ありますので、そういった取り組みを新たに十分調査・検討しまして今後対応していきたいというふうに考えておりますので、来年の4月までの中において、さらなる販売促進を図っていくという対応で、現在取り組んでいる状況でありますので、そういったことをご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま担当課長のほうからご答弁いただきました。ちょっと残念だなと思うのは、ホームページをもっと充実するとか、自分たちでできることが出てこないんですね。それから、業者であっても、不動産業協会とか建築業界とかそういうことではなくて、もうちょっと身近なところでお願いしていく、こういうことできないんでしょうか。何か大きな組織にお願いすればひとりで動いていくんだみたいな、そういう考え方をしているのではないのかなというふうに心配になります。やはり身近なところで声をかけていく。

それともう一つ。被災者という枠は余り深く考えないほうがいい。それは被災者何万人もいるんですね。しかし、じゃ、今、浅川町はこの近辺で不動産、土地やなんか売れている、建て売りが売れている、それらを買っているのが被災者かという話になると、決してそうではないんです。地元の人とか地元出身者とか、そういう人たちなんです。私ごとで申しわけないんですが、私のところの1区画買った方、いわきの方いるんです。これは被災と関係があるんですが、この方はどういうつてを通過して買ってきているかという、普通の一般の不動産業者さんなんです。だから決して浅川町が考えているように、県だとかそういったところの組織を通じて宣伝すれば効果があるんだろうという幻想は捨てて、被災者との考え方というのは一旦切り離して、とにかく浅川町の宅造を、議会も含めてみんなで協力して売っていくんだと。

売っていくには、果たして今回半額として提示した宅造の金額が、買ってくれる人たちにとって受け入れていただける金額なのかどうか、この辺も十分に検討しなければならないと思います。私の個人的な見解では高いと思います。不動産業者やなんかとのいろいろな交流、つながり、そういう情報交換の中でどれぐらいの価格が本当に適正なのか。今この辺、近辺ではどれぐらいの価格で売買されているのか、その辺の情報もおおずと入ってくると思います。

とにかく町長初め担当課長にお願いしたいのは、やはり議会、そして町長、議会、お互いに協力して何とか浅川町の宅造を売ると、こういう1点についてあらゆる努力をしていくと、こういう決意をぜひ町長、担当課長、それからその他関係者の皆さんにお願いをしたいと思います。それについて、今度は町長、一言。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 売るためには手段を選ばずという、何でもやりたいと思うのは本音なんです。ところが、業者さんとか不動産屋さんが造成した土地でないために、大事な公金でやっているというその前提条件が物すごく縛りになっているという。要は地域の皆さん方ともあわせて民意がそれでいいよということにならないと、やった結果がとんでもない方向に展開するのではとんでもないことになってしまうので、例えば不動産屋さんに紹介するにしても、それはいいと思うんです。ただ、そういう背景があるために、不動産屋さんに土地の紹介をするためのいわゆる条件整備が必要だということで、それは個人で土地を売るのと土地、不動産屋が造成して売るとの大きな違いがあって悩んでいるんですね。

それでひとつこれからのことなんですが、これ一旦、4月というふうに決めておりますから、これは4月までということ。だから今、役場の職員からもこれに対する、いわゆるどういう方法がいいかと、いろんな職員の皆さん方に知恵を絞っていただいているんな提言もいただいています。そういうものを基礎にしながら、新しいひとつ発想でこういうことをやってみてはどうかというのもありますので、4月の間までにはいろいろ詰めて、それでできたときには皆さん方にこういう考えでやることはどうかという、ひとつご報告、相談をさせていただきたいと思います。

まだまだ右往左往の状態ですが、一応、方向としては新たな視点を変えた方法もあるのではないかとこういうようなこともありますので、検討を加えさせて少しみんなで勉強していきたいなというように思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、9番、上野信直君。

(1) 町が借りている土地の借地料の算出基準と現在の借地料の状況を伺うの質問を許します。

9番、上野信直君。

[9番 上野信直君起立]

○9番(上野信直君) 町の借地の状況と借地料については、町からまとまった説明をこれまで聞いたことがありませんでしたので、お聞きをしたいと思います。大きく3点伺います。

1点目は、借地の状況について伺います。

具体的には、町が現在施設維持のために借りている土地は何カ所で、合計面積はどのくらいか。また、借地している主要な施設は何か。町の施設の何割ぐらいが借地なのか伺いたと思います。

2点目ですが、借地料はどのように決めているのか、算出基準について伺います。

3点目です。現在町が借りている土地の借地料の状況について伺います。

借地料の中で、土地の評価額から見て最も高いものは、年間で評価額の何%の借地料を払っているのでしょうか。また、最も低いものは評価額の何%相当で借りているのでしょうか、伺います。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) 答えします。

1点目につきましては、筆数で申しますと75筆、合計面積は5万8,985平方メートル。

借地での主要な施設は、浅川保育所、背戸谷地第2、第3、第4団地、大名大塚、荒町、城山、里白石第2団地、幼稚園、町民体育館、武道館等となっております。

借地の割合は、町の施設の敷地総面積換算で約2割となっております。

2点目の借地の算出基準は、評価額の3%としております。

3点目の借地料の評価額に対して高いものは約7.4%、低いものは約1.6%となっております。

○議長(円谷忠吉君) 9番、上野信直君。

○9番(上野信直君) 初めてまとまったご説明をいただきました。

第1点目はわかりました。

2点目の借地料の算出基準というのは、評価額の、これは固定資産の評価審査委員さん、不動産鑑定士が評価した額の3%というふうな理解をしてよろしいのかと思いますけれども、3%としているということであります。私ちょっと聞き間違えたのかというふうに思うんですけども、高いものは評価額の107.4%というお答えがありましたか。

○町長(須藤一夫君) 約7.4%。

○9番(上野信直君) 7.4%。ごめんなさい。約7.4%。107.4%ではなくて約7.4%ということですね。やはり評価額の安いものは1.6%、高いものは7.4%ということでありますと4倍ぐらいの開きがあるわけでありまして、どうしてこのように開きが出てくるのか、具体的な話を伺いたしたいと思います。

○議長(円谷忠吉君) 総務課長、久保木正信君。

○総務課長(久保木正信君) 借地の基準でございまして、高いものは約7.4%、低いものは1.6%ということで開きがございまして。実際に町で課税する場合には、評価額ではなくて課税標準額というのがございまして。評価額イコール課税標準額にはなりません。特に住宅、人が住むうちにあつては固定資産税を評価額より安く課税標準額を定めて課税をしております。

したがって、何も利用していない土地であれば評価額をもとに賃料の算定基準にはなるんですが、

居宅、特に町営住宅等が建っている場合には、評価額より課税標準額が安くなりますので、それらを加味して契約ということになるかと思えます。

したがって、先ほど1.6%と町長申しました土地につきましては、町営住宅が建っている土地でございます。以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、基本的に余り開きがあるというのは、やはり行政の公平性について問題や疑問が持たれると。特に評価額よりも高い場合、土地の基準が3%なのにそれを超える2倍以上の賃料を出すというのは、基本的には公平性に疑問が持たれるというふうに思いますので、やはりこの3%というのをしっかりした基準にして、今後も対応していただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まず、土地の賃貸借契約につきましては、契約ですから古いものもございます。当時の評価額で契約して、評価額が年々地価高騰に伴いまして評価額も上がれば3年ごとに見直す、賃料も見直さなければならないということになるかと思えます。

最近の例を見ますと、今度は逆に評価額、土地の売買価格が下がっていると同時に評価額も下がっております。だからといって、契約、町の賃借料も一概に下げるといわけにはいきませんので、先ほど町長の答弁にもありました当時3%程度で契約したであろう賃料について、そんなこともあって7.4%にはなっているのかなとは思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）小中学生の就学援助費は就学準備に間に合うよう早期に支給できないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 経済的理由などにより就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費など必要な援助を行うのが就学援助の制度でありますけれども、これを時期を失せずなるべく早期に支給すべきではないかという問題で、大きく2点伺いたいと思います。

1点目です。就学援助費の支給については、浅川町認定要綱第12条に原則が定めてありますが、具体的に次の就学援助費支給はいつごろ行われているのでしょうか。

- a) 学用品費・通学用品費。
- b) 校外活動費。
- c) 新入学児童生徒学用品費。
- d) 修学旅行費。
- e) 学校給食費。

以上、5つの就学援助費についてお答えをいただきたいと思います。

2点目です。経済的な問題を抱える保護者の負担軽減という就学援助の趣旨からすれば、例えば新入学児童生徒学用品費にあつては入学前に支給するなど、就学援助費の支給を早めるべきではないでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

就学援助費の支給に関することでありますので、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、各学期末の月、7月、12月、3月に支給をしております。なお、校外活動費及び修学旅行費につきましては、行事が実施された学期末に支給しております。また、新入学児童生徒学用品費につきましては、1学期末に支給しております。

2点目につきましては、現在の申請につきましては、児童または生徒が在籍する学校の校長を経由し、教育委員会へ申請することになっておりますので、今後研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今、国でも子供たちの貧困問題、これをどうにかしなくちゃならないということで、この就学援助費の早期支給についても国は力を入れております。厚生労働省の通知が2015年8月に来ているはずですね、早期支給をしろと。それで文科省のほうで、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知していると、国会でこういうふうに述べておりますから、そういう通知も来ているんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） その内容を承知しております。今の繰り返しになりますが、その就学援助費につきましては、在籍する学校をもって校長が申請するということになっておりますので、学年またがっての支給は難しいかと思っておりますので、ぜひ4月、新しく入学しました学年、その学年でなるべく早く支給できないかということを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） その学年でなるべく早く支給できないか検討したいということで、1点前向きなご返事がありました。それはよろしくお願ひしたいというふうに思うんですけども、もっと根本的に、先ほどの説明では在籍している学校の校長を通じて支給する、こういう定めになっているからというお話でありました。こういう定めになっているのはどこで定めているんですか。私が見る限りでは、町の就学援助の支給要綱、これぐらいしか規定がないんですね。恐らくこの中で定めているんだというふうに思うんですけども、これはあくまでも執行内部の規定でありますよね。ですから、これ変えようと思えば幾らでも変えられる、議会にかける必要もない、そういう定めじゃないですか。ですから、これは国の通知なども踏まえて、その点も含めて改めていただいて、これは早期に支給をしていただくように努力をしていただきたいというふうに思うんです。

現に、例えば新入学児童の入学準備に、特に中学生なんかは制服なんか必要ですし、いろいろ必要になるわけですね。そういうのをなるべく間に合わせようということで、全国的にはもう入学前から希望を募って

3月中に支給しちゃう、こういうところも幾つもあるわけですよ。ですから、これはできないことではないので、やる気の問題だというふうに思いますので、ぜひやっていただきたいというふうに思いますけれども、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 在籍する学校の校長を経由しているということは、入学が確定しまして間違いなくその学校に進むということが確認してからのということでございまして、つまり、事務手続等がしっかりと混乱しないようにできるということでござしております。確かに、可能性としては前もってということもありますが、そういう事務手続のことを考えて浅川町としては実施しておるところでございます。そういうことも含めまして、検討していきたいということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）城山・弘法山の樹木の手入れを行い、公園らしい場所にの質問を許します。9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 城山も弘法山も、町の幾つかのパンフなどでは浅川町の公園というふうに紹介をいただきました。恐らく、そうしたパンフなどを頼りに期待をもって立ち寄る他町村の方は少なくないと思います。ところが、現地は弘法山も城山も、城山の景観は別としても植栽されたつつじなど樹木が伸び放題で、期待を裏切る状況にあるのではないかと思います。こういう状況に町民からは、他町村の公園はきちんと手入れされているのに、浅川町の公園は恥ずかしいという声も寄せられております。確かに、ボランティアや緊急雇用の方などが折々に草刈りなどをやってくださっていますけれども、やはり公園というからには、全体の景観を考慮した樹木の定期的な手入れが必要であります。一定のお金がかかることにはなりますが、誰が来ても恥ずかしくない場所にするために、計画的に樹木の手入れを実施すべきではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

ご指摘のとおり、今後は樹木の手入れにも力を入れていきたいと思っております。

なお、これにつきましても、今回の補正予算の地方創生加速化交付金事業の一環として、委託事業の中で剪定等を実施する予定になっております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これから力を入れてやっていくということですので、そのとおりに受けとめてぜひお願いをしたいと、定期的にやっていただきたいというふうに思います。

今回、地方創生加速化交付金が出ることになったので、恐らく補正予算が通ったならば直ちにやりたいと、こういうふうなご説明だったかなというふうに思うんですけども、これいつごろやるでしょうか。

ちなみに、私ちょっと意地悪い質問をするんですけども、あの頂上のあずまやの下に吉田富三賞を受賞された第1号の受賞者の菅野先生のプレートがありますよね、設置しましたよね。あのプレートが今どういう状況になっているのか、町長、ご存じですか。町長以外の職員の方でも結構です。どういう状況になっているのか、ご存じでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） あの碑につきましては、下の樹木が伸びておりましてほとんど見えない状況になってございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そういう状況ですね。やっぱり町民の方見ているんですよ、そういうところを。せっかく浅川町がお金をかけて、お金の問題はとにかくとして、浅川町に大変力を添えてくださった先生を顕彰して碑を建てたのに、手前のつつじが伸びちゃって全く見えないんですよ。私は知っているから、どういうふうになっているのかなと思ってすき間からのぞいて、ああ、あそこにあるなどやとわかる状況なの。浅川町民の人はそういうのを見ているんですよ。そうすると、こんな管理の仕方ってあるかということなんです。だから保健福祉課長はよく見てくださって、ちょっとほっとしましたけれども、そういう状況はこれは一刻も早く解消していただきたい。これは交付金はどうのこうのという前に、まずとりあえず、あそここのところだけきれいにしてもらったらいいかなというふうに思うんですけども、あとついでに言えば、富三博士ののこを引くとかいう木がありますよね。あれも本当に醜い状況になっておりますので、その辺も大規模にやるのは交付金事業でやるとしても、とりあえずはやっていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 剥がれて見えなくなったというのが1つあるんですが、実はこれ一部はシルバーセンターの皆さんが草刈りとかちょっとやっていますね。それから、今度の地雷火の花火の後の花火からの掃除もシルバーセンターの皆さんにやってもらいました、きれいに。

ただ、剪定、誰でもいいというわけじゃないです。これはある意味ではつつじとかさつきとかいろんな花木がありますが、植木屋にどの時期にいつが剪定で入って、来年いい花が咲くかということはやっぱり普通の作業員じゃわかりませんので、仕事やるにしてもその辺もしっかりと確認して、そして進めてやってもらえなというふうに思いますので、そういう方向で検討したいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）年金支給日直前の水道料金引き落としは、年金支給後にならないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 昨年の6月議会で、水道料の納期が年金支給日の直前になっているから改善してもらえないかという問題と、軽自動車税の納期が短くて不都合があるから改善してほしいという質問をいたしました。軽自動車税については、3カ月後の9月議会で条例改正がなされまして、速やかに改善が図られました。このことについては感謝を申し上げます。

しかし水道料金については、議論の末に町長が検討させてくださいと答えて終わりになり、現在までそのままとなっております。改めて水道料について申し上げます。

水道料の納期は偶数月の10日です。年金支給日は偶数月の15日です。そこで、例えば2月分を考えてみますと、1月31日に個人町民税の4期、国税の7期、介護保険料の7期、後期高齢者医療の7期が納期限になります。引き落としになって預金残高が少なくなって、2月15日の年金支給まで何とかやりくりをと思っている

と、上下水道料の2カ月分の納期が2月10日に来て、そのときには残高が不足することにもなるし、いろいろ不自由することにもなります。

そこで、水道料の納期を年金支給日以降にしてもらえないかという声が寄せられております。改めてお考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 以前の質問の後、いろいろ内部でも検討し実績がありますので、ご報告を申し上げたいと思いますが、前回の同一質問がなされたことで、調査、検討をいたしました。大多数の利用者が現在の納入時期で納入されており、改正する必要はないのかなというように思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確かに納入はされていると思うんですね。皆さん、いろいろ大変不自由な思いをしながらも納入しているということですね、これは納税者の納税意識に感謝すべき事柄だというふうに思います。

ただし、それと納入されているからいいということではないんですね。納入する側の立場に立てば、あと1週間おくらせてもらえないかということなんですよ。そうすれば、ずっと支払いも楽になるし生計の維持も楽になると、引き落としができないなんていうことにもならないから、そのほうがいいんです。こういう声があるんですよ。私はこの声に応えてほしいという質問なんです。10日があるために、納められなくて滞納がいっぱいふえているということじゃないんです。15日以降にしてもらえないか、あと1週間延ばしてもらえないか、そうすれば助かる人がいるんです、そうしてほしいという人がいるんですということなんですね。そのことをぜひ考えていただきたいというふうに思うんです。

今、検討した結果、今まででいいんじゃないのということでしょうから、今すぐにやりますというふうにはならないでしょうけれども、再度検討してもらえますか、そういうことなんです。お答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 実績と経過を踏まえて、ちょっと担当課長よりお答えします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 実績ということで、本年の4、5月分の水道料金の例を申し上げますと、口座振替と納付書による納付があります。例月納入期の6月10日については、口座振替ですと94%の方が口座振替で納入されている。納付書については46%、合計で90%、6月10日の例月の納入日には納入されているという状況であります。また、水道料金については再振替を実施していますので、6月25日になりますと口座振替の方ですと98%の方が、ほぼ大多数の方が再引き落としで納入されている。また、納付書の方については82%ということで、トータルにしますと96%が再振替までに納入されているという状況でございます。この状況は、年間を通して同じような状況が継続されているということで、これらの納入状況を見ますと、ほぼ定着しているというふうに判断できるというふうに解釈しております。

今、ご質問ありましたそういった納入に非常に時期的に困難だという方もおられるかと思いますが、これら大多数の方が納入されている状況を、納入日を変えるということについてはまた新たな問題も出てくるものということで、それらを考慮しまして検討した結果、現在の例月の納入日、再振替、こういった体制で納入され

ているに対して理解をいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私にこのことをおっしゃった方は、納入日に納入していない人じゃないんですよ。きちんと納入している人、納入している人でも年金支給日以降になると助かるんだがなという話なんです。そこを勘違いをしないでいただきたいと思うんですね。やっぱりこの数字を見てみると、トータルして6%ぐらいふえているわけですよ、おくらせたほうが。やはり理由があるんだろうというふうに思うんですね。年金支給日以降ということで。私はそここのところもぜひ考慮していただきたい。

確かに、変えれば一時は戸惑いもあると思うんですけれども、昨年の9月議会ではさまざまな各種の税で納期の変更を行いましたよね。確かに戸惑った人もいるでしょうけれども、すぐになれると思います。ですから、これは再度検討していただきたいというふうに思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 事務手続上、円滑にいくかどうか、その辺をもう一度再確認をしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）地域介護予防活動支援事業の高齢者サロンと傾聴ボランティアの状況はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 昨年3月にできた浅川町の第7期後期高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の中で、地域の人たちの協力でもって介護予防活動を進める支援事業として、通称高齢者サロンと傾聴ボランティアができていているというふうに書いてありました。これに関して3点伺いたいと思います。

1点目です。高齢者サロンと傾聴ボランティアの現在の状況についてお伺いをいたします。

2点目ですが、それぞれの今後の設置目標、あるいは参加者目標についてお伺いをしたいと思います。

3点目です。高齢者サロンと傾聴ボランティアを確保しふやしていくため、町はどのような支援を行っているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えいたします。

1点目について、高齢者サロンは13カ所開設されております。傾聴ボランティアについては101回、202名の方に実施しております。

2点目、3点目については、担当課長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 2点目のおたがでございまして、設置目標につきましてでございますが、高齢者サロンでは未設置地区の解消を図ること、参加者目標は、浅川町第6期介護保険事業計画には記載してございませんが、65歳以上の方に新たにサロンに参加する方を52名ほどふやすこととでございます。

傾聴ボランティアにつきましては、浅川町地域包括支援センターが中心となりまして、一般の方にボランティアを募り、参加を希望される方に研修等で育成を図りながら、目標とするものが町民の方の期待・要望に十

分応えられるようにすることでございます。

3点目につきまして、地域包括支援センターと保健センターが十分に連携しながら事業を進めており、さらに本年7月より生活支援コーディネーターを雇用し、サロンの立ち上げ、参加、ボランティアの育成を行うなど、町としても事業進展のため対応を図っているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目の状況についてなんですけれども、この高齢者サロンでは具体的に現在どうしているのか、それから傾聴ボランティアについても、具体的にどういうことをやっているのか、その点をまずご説明願いたいというふうに思います。

それから、サロンの設置箇所は現在までに13カ所ということですが、参加人数はどのぐらいになっているのか伺いたと思います。傾聴ボランティアのほうは101回の202人ということでありましてけれども、これは27年度、1年間を通してということなのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

2点目の未設置地区の解消を図るという点について、未設置地区の解消を図るためにはあと何カ所設置する必要があるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

あと傾聴ボランティアの目標については、何か語られなかったような気がするんですけれども、この目標についてもお伺いをします。

それから3点目なんです、町の支援ということでは、地域包括支援センターが中心になっていろいろ援助したりなんなりということだというふうに思うんですね。ただ、高齢者サロンをつくるというのは、集会場のようところにつくるんだとしたら、それはそれで問題ないと思うんですけれども、個人の住宅をサロンに開放するというような場合は、若干家の手直しをしたりなんなりということが必要になってくるというケースもあると思うんですね。そういう場合の経済的な支援というのは、町としては考えていないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） まず高齢者サロンにつきましては、13カ所で開催しておりますが、行政区的に見ますと17行政区をカバーしております。地域全体で言いますと、65.4%の地区をカバーしていることになっております。サロンの活動のない地区については、山白石全区、簗輪、袖山地区となっております、両町区においては月2回の活動、ほかの地区については月1回の活動をしております。

活動内容については、七夕まつり、だんご刺し、ひな人形づくり、生け花、みそづくり、豚汁づくり、花見、塗り絵、手話教室等々、あと他の介護事業所の訪問や駐在所職員の講話や交通教室等を行っております。

27年度のサロンの実績でございますが、年に287回開催しております、延べ2,371名の方が参加しております。実人員で言いますと170名でございます。65歳以上の人口に占める参加者の割合は、現在のところ9.2%ということでございます。

傾聴ボランティアにつきましては、現在のところ登録者が19名でございます。その27年度の実績として101回、202名でございますが、支援としましては、ボランティアさんの定例会を隔月で保健センターで行っております。どういうことをやっているかと言いますと、訪問調整としまして2人でペアになっていただきまして、

月に1回、希望者宅を訪問をしてございます。

傾聴ボランティアの目標については、あくまで定期的に募集を行い研修をしていただいて、ボランティアの数をふやしていくということになるかと考えております。住民の方の声ですと、利用者からは非常に好評だということを知っております。

それからサロンにつきましては、現在主に各地区の集会場を利用させていただいておりますが、現在無料で自宅を開放して自由に使ってくださいというボランティアさんもございます。その方については、特に自宅を改修するとかそういうことではなく、これからどんどん自宅開放の方の協力を求めたり、あと縁側を使ってミニサロンとしたり、集会場まで来れないような方がこれからふえてくるということも考えると、どんどんミニサロンのようなものも開設していくということも1つ考えてございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 一昔前は、そういうことは基本的には行政がやるものだというふうに捉えられておりました。今、最近では公助、自助、共助ということで、この共助の部分だというふうに思うんですけども、こういうふうにして地域の方は、地域の高齢者は身近な地域の方が中心になって守っていこうと、こういうことが今、広がりつつあるということは本当にいいことだと思うし、関係者の皆さんのご努力に感謝を申し上げるところであります。

これから、やはり集会場まで行くのが容易でないという方もいらっしゃるわけですから、これをどんどん広げていこうということになると、やはり個人のお宅を借りるということもこれは必要になってくるだろうというふうに思うんですね。そうすると、せっかくそういう気持ちがあっても、自分のうちを開放してもいいよという思いの方があっても、ただ構造的にお年寄りが使いづらい、こういうことも出てくると思うんです。そういう場合には、やはり一定の町としての財政的な支援、これは考えておかなければならないというふうに思うんですけども、町長はその点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 一概に今、どうこうではありませんが、自宅というのはやはりバリアフリーですか、いろいろ老人対策するためには高い階段があってはだめ、危険なものがあってはだめというようなこともありますので、必要に応じて各地区にこういうものがふえてくるということであれば、それは検討に値すると思っています。

それとこのサロン、これ最初、太田輪がスタートだったんですが、どんどん高齢化とともにやはり孤独感が出てくるということ、それで老人クラブの役員会の皆さん方にも、ぜひ責任者を1人立てて各集会でサロンというか、形式、形はありませんけれども、集まってやあやあなあなあと話をするそれ自体が健康を維持することからお願いして、ここまで広がったわけですね。だからこういうものはますます重要性が増してくるんだと思うんです。地域によっては今言われたように、集会場までは坂があり、下り上りがあつてというようなことがありますので、3人、4人集まれば、じゃ、うちでどうだということも可能性としては出てくると思いますので、その状況をよく見て、本当にそれをリフォームなり、あるいは手を加えて安心して遊べるような状況が確保できるかは個々の課題だと思いますので、検討課題にして研究したいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）時々上がる合図の花火が何の花火か、防災無線で前日に広報できないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 表題どおりの質問です。簡潔に伺いたいと思います。

花火の里浅川町では、しばしば公的なものも私的なものを問わず各種行事開催の花火が打ち上げられます。その行事について知らない町民の間では、きょうは何かあったのかいというふうになることが多くあります。そのため町民の中からは、前の晩にでも防災無線で、あした何の花火が上がるというのを教えてもらえないかという声が出ております。何の行事があるかわかることで、町民間の交流にもつながるものであり、実施を検討すべきではないかというふうに思うんですけれども、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 全くそのとおりなんで、この役場にいてもどかんどかんと2つぐらい上がって、きょうあれ何の花火という、そうしたら学校の花火教室だというようなことがあったり、本当にわかりません。だけれども、公的・私的な問題があって、公的なものは、きょうは敬老会とか、あるいはきょうは幼稚園の運動会とかだったら、おおよそ町民の皆さんはわかるんですが、各集落の催し事で上がる等々については、やっぱりみんな知るわけにはいかないと思います。

かといって、防災無線でどの花火もみんな周知徹底するというのもなかなか難しいと思うのも、また実感でありまして、少しはやっぱり上げる団体、上げる地域の皆さん方から、あしたこういう花火を上げるよというようなことを総務課等にご連絡をいただいて、そしてその趣旨に沿って上がるよというぐらいの報告はできるとは思いますが、全一から十までというのはなかなか防災無線で知らせるのは無理なのかなというように思っています。できるだけ役場のほうに、例えば総務課のほうにでも一応、一報お知らせをいただければと思いますが、答えにならないかもしれません。そういう思いです。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私が1つ気にしているのは、この防災無線の性質上、公的なものは防災行政無線ですから、行政にかかわる部分の放送はできるだろうというふうに思うんですね、これは。ただ、私的なものはどうなのかなというのが疑問だったんです。町長の今のお答えでは、何か役場に一報くれれば放送してもいいみたいなニュアンスだったんですけれども、それは補助金とかそういう縛りの絡みでその点どうなのか、これは専門の担当者のほうからお聞きをしたいなというふうに思います。

まず公的な行事について、これはやはり花火を上げるというのはオープンにするわけですから、きょうこれがありますよということで、ですからこれはぜひ町のほうで事前に防災無線しかないと思うんですけれども、これ広報していただきたいというふうに思うんですね。あしたは何々幼稚園で何々があります、そのために何時ごろ花火が上がりますというようなことを前の晩に放送すれば、あした幼稚園であれがあるのかと、町民共有できるわけですから、交流のあれが広がるんじゃないかというふうに思うんですね。ぜひ、これは公的部分の行事についてはやっていただきたい。これは公的な機関に、それぞれ花火を上げる場合には役場の総務課に事前に教えておいてくださいねと、放送しますからということをおけば、これは来るとは思うんです。

私的なもの、これについて、もし防災無線でやってもいいということであれば、これもぜひ各団体に言ってもらおうというのはあれですから、花火を打ち上げる方というのは決まっていますよね。その方をお願いをして、事前に上げる場合は、例えば二、三日前に役場のほうに教えてくださいということをおいてもらえればなというふうに思うんです。私的なものでも、例えばあした何年卒の還暦の方々のお祝いがどこどこであります、そのために花火が上がりますということであれば、やはり町民の人、それだけ、あつ、そうなのかというふうに思って、何の花火だというのとはまた違った状況になってくると思うんですね。

ぜひそういうことも踏まえて、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思うんですけども、今、質問した公的なやつ、私的なやつ、お答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今言われた電波法との、防災無線等とのほかの町村とのかかわりは、いろいろ検討しました。課長からお答えをしますけれども、どこまで今の防災無線の無線法の中で、「ぼうさいあさかわこうほう」と、ほかの町村は違う名前です使っていますから、その区別をどこで線引きをするんだということの検討もしました。

今、総務課長に答えさせます。

それから私言ったのは、花火を上げることは総務課のほうに連絡が要ると、したやつはみんな報告しますよという意味ではありませんから。そこまでは果たしていいのか悪いのかの検討だと思っんです。特に、また個人の花火等を予告することによってまた違う意味にとられる、そういうこともありますので、簡単なようでかなり難しいという思いがあります。ただ、防災無線の電波法については、今知っている範囲の中では課長よりお答えをいたしたいと思っんです。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） それではお答えします。

浅川町は、「ぼうさいあさかわこうほう」ということで、東北総合通信局から電波法に基づく無線での放送が割り当てられているわけでございます。その免許申請の際にいろいろ列記、こういうことで使うということをして列記するわけでございますけれども、その中には防災行政ということで防災に関する、それから行政に関するということと割り当てを受けているわけでございます。

おただしの件につきましては、今後検討を要するものかと思っんですが、公的な行事につきましてはしばらくは今、行っている定時放送、あしたはこういう行事がございますということ周知をできるのかなとは思っんですけれども、なお、今後検討はしていきたいと思っんです。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 公的なものは検討はしたいと、こういうことであります。でも、防災無線で公的な行事でも案内されないものもありますよね。ですから、これはぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思っんです。

それから、私的なものはこれは電波法上、難しいということなんですか。その点を伺いたいと思っんです。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 前段でございますが、検討するということございまして、電波法に基づく無線

通信の割り当ての際の免許もございますので、それと含めて検討したいと思います。

私的なことにつきましては、防災行政無線ですので、公的な関係に絡めればそれは可能かなとは思いますが、なお、いろいろ検討は要するのかなとは思いますが。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）公共下水道加入者負担金761万円の徴収不能問題の責任をとるべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 公共下水道加入者負担金761万円の徴収不能問題については、これまでに角田議員と多分4回にわたって質問をしてきました。公共下水道第1期事業で加入者負担金の徴収不能が全体の1割近くにも上ったということは、棚倉町の徴収率98.6%、あるいは本町第2期事業の実績からしても、徴収の取り組みに問題があったということは明らかであります。町長はこの結果におわびを繰り返されましたが、納税者である町民の中からは、761万円もの税金を無駄にしておわびの言葉だけでは済まないんじゃないかというものもありますし、今後同様な問題が起こったとき、今回ののが先例になって、おわびをすれば済むということになるんじゃないか、それでは納得できないというものもあります。

適切な徴収事務を怠った職員に責任を問えないというのであれば、やはり町長がみずからを処分して、この問題に明確なけじめをつけるべきではないでしょうか、認識を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

さきの議会でも同一の質問に対し、徴収率の向上に全職員挙げて努めることが与えられた職務であることを申し上げておりますし、鋭意おわびを申し上げました。みずからの処分についても、前回にお答えしたとおりでございます。二度とこのようなことのないように、全職員意識を改めて全力を尽くすことが使命だと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長は、さきの6月議会の角田議員の質問にこのように答えられております。不納欠損のたびに処分をするのはあり得ないと思っている、それから、収納力を上げるのは納税者に痛みを与える。まずこの前のほうなんですけれども、不納欠損のたびに処分をするのはあり得ない。この私たちのずっと一貫している質問は、不納欠損処理をしたから問題だと言っているのではないんです。不納欠損処理をする以前の話で、3年間の分割納付が認められていたわけでありますから、通常の5年の時効期間に3年間プラスして最長8年間、この8年間の間に適切な徴収がなされなかった、その結果、町民が納めた761万円がその穴埋めに使われてしまったと、このことを、つまり、不適切な徴収事務の責任を問われている。不納欠損処理をしたからじゃないんです。8年間にわたって適切な事務処理をしてこなかった。そういう状況があれば、これは適切な徴収事務をしなさいというふうに言うのが、これは町長の責任だと思うんですね。町長はその責任をきちんと果たしたという状況にはないわけでありますから、やはりその責任は明確だろうというふうに思うんです。

収納力を上げるのは納税者に痛みを与えるという、こういう面は確かにあるでしょうけれども、でも棚倉町では98.6%の方から加入負担金をいただいている。浅川町よりも多分高いですよ、割合は。

それから第2期工事の実績からも、ほとんどの方からいただいているという答弁もありました、前に。そういう状況からすれば、1割近くも取らないで、徴収しないで、時効にかかってしまって取れなくなってしまうという状況は、これはやはり責任問題だろうなというふうに思うんですけれども、その点について改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今までの経過については、前にも説明したとおり、761万円については第1期整備区域における加入金の不納欠損でございます。納期についても6回、3年に分けての納期ということで、その後滞納整理ということがありまして、滞納整理においても督促状の発付、繰り返しになりますけれども、督促状の発付、催告書の発付をして、一定程度滞納整理ということで訪問等をした経過はございませんが、結果的に5年の時効を迎えたということでございますので、この件については前と同じという答弁の繰り返しになりますが、経過についてはそのようなことでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 建設水道課長に答弁を振られても答弁のしようがないと思うんですけれども、今のような答弁しかならないと思うんですけれども、その経過は聞きました、今まで何回も。結局、最長8年の間に、本当にきちんと問題意識を持って徴収に取り組んだのかといえば、これはそうではなかったと言わざるを得ない取り組みだったじゃないですか。町長も、以前の議会ではミスがあったという表現をされましたけれども、そのことを指しているんだと思うんですね。きちんと適切な徴収事務がなされなかった、そういうミスがあった、だから私はおわびをすると、こういう流れだったと思います。そのことはぜひ町長にも認めてもらいたいというふうに思うんですね。不納欠損したからじゃないんです。ミスがあつて町民に迷惑をかけたから、責任をとるべきだと。その責任のとり方としておわびでいいのかと、それで済ませる問題なのかと、私はそのことを聞いているんです。町長、改めていかがですか。職員が適切な職務をしなかった、指導しなかったと。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 職員が故意にその経過等をわかっていながらやっていたとすれば、重大な問題だと思っております。ただ、故意はなくて、ミスという言葉が今出ましたが、そういうことではなくて、気がつかずそういう経過をたどった結果が不納欠損になったということであつて、何回も申し上げておりますように、経過は建設水道課長、詳細に先回の議会でも申し上げておりますが、私は結果としてもう二度と、いつも言っている例の大きな問題のときも、私は全職員にすみませんでしたと、ごめんなさいと、その頭を下げるような行政はもう二度とやらないと、天地天命に誓って全員でそれは守るということを、事あるたびに全職員に誓ってやっているわけですが、このことを一つの大きなやはり教訓として、私は代表して謝って済むかということではありますが、おわびをせざるを得ないということでもあります。何度でも本当に申しわけはございませんでしたと、おわびより方法はないと、それが私のこれからの繰り返さない職務をすることが私の責任だというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） ここで2時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時50分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順5、10番、角田勝君。

（2）町の農道舗装事業は実態に合った柔軟な対応をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 表題のとおりでありまして、これはこの事業にあった地区からこのような声が上がりました。ここに書いておきましたけれども、予算の関係で、もう数メートルで終わるのに来年にしてくださいとの町の対応を改めていただいて、実態に合ったようにしていただきたい。行政区としては来年度でなくて、今度その予算をちょっとでもふやしてもらって、この何メートルか残ったものについてもこの年度で終わらせたいと、こういうふうなことを要望を出したんだそうではありますが、予算の配分上、その他の件で来年にしてくださいということで押し切られたと、押し切られたという言い方あれですが、そういうことであつたということなんです。

この事業は、ちなみに27年度の決算の中にも成果の中に明らかにされていますけれども、13行政区18路線、総計652万3,000円のそういう町の負担額がなされている、そういうしかも町単で非常に評判のよい、とりわけこの中山間の地域なんかでは毎年、2路線、3路線というふうに工事をやっておるといふようなそういう状況であります。非常に評判のよい事業でありまして、これは本当に末永く続けていただいて、そして農道や生活道路なんかも含めて、これ農道ということではありますが、農道兼生活道路というようなことでもやれる、そういう柔軟なものとしてもまだ、先ほど言われましたように、ことしこれだけ、もう少しなんだけれどもというように、そういうときにはやっぱりその区長さんがその事業については責任を持っているわけで、新しい区長さんにその何メートルかそういう残ったものを今度引き継ぎをしなければならぬことも含めて、対費用効果ということからも考えて、ぜひそういう残り少ないということであれば、若干の予算を追加してもやりくりをする、あるいは補正を認めてもらってやるというように、そういうことに柔軟な形で町は対応していただきたいと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

今年度においては、このような事案はないものと理解しておりますが、今後とも実態に即した対応をしたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）空港関連のテレビ共同アンテナ等の保守管理をきちんと対応するよう、町は関係機関に要請することの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番(角田 勝君) この共同アンテナについては、先般テレビが視聴できなくなる、見られなかったと、こういうふうなことがあって、地域の方々が空港事務所に電話をかけたそうであります。でもなかなかすぐにやるというふうなそういう即答なりきちんとなされなくて、やっぱり時間もかかったり対応がもたもたしたと、こういうふうなことで、ぜひやっぱり議会でもその面、担当は総務課ということで、空港のチラシにも担当は浅川町総務課、石川は町民生活課とかと案内なっておりますので、ぜひ総務課で対応していただいて、もし総務課にそういうことが、あるいは役場に苦情等が出てくれば、対応して速やかな対応を担えるように。

今は本当に100年に1回とも言えるような大雨が降ったり突風が吹いたり、また地震があったり、予測し得ないような天変地変であります。まさに災害がいつでもどこでも起こり得るようなそういう異常気象になっておる、こういう状況でありますので、この共同アンテナ等の管理、そしてテレビが視聴できるように万全な対応をしていただきたいということを、これは空港事務所内の施設課がテレビや受け付けをしておるのでありますので、県の空港事務所に強く要請していただきたいと。

とりわけ、巡回して例えば1年に1回というぐらいこのアンテナの、あるいはこの何ていうんですか、配線の状況なんかも含めて点検をしてほしいという声も出ております。ぜひ、そのようなことを空港事務所の施設課に町がきちんと要請をして、一朝有事のときにもテレビがきちんとその用を足す。まさにテレビは、今一番情報伝達の一番有用であるというふうに思いますので、強く要請していただきたいと、こう思うんであります。いかがでしょうか。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) お答えします。

平成26年9月議会において、同趣旨の質問があり、お答えしたとおり、加入者と空港事務所間で行うことが基本と考えておりますが、なお、住民の方から要請があった場合、町のほうから空港事務所へ連絡はしております。

○議長(円谷忠吉君) 10番、角田勝君。

○10番(角田 勝君) その点はわかりました。

あと後半に述べましたように、住民からはやっぱり点検を1年に1回、2回といってもなかなかやれないだろうけれども、きちんと定期点検はしてほしいと、こういうふうな要望もあるわけでありますので、その点この機会にぜひ空港事務所施設課に連絡ををお願いして、要請をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(円谷忠吉君) 総務課長、久保木正信君。

○総務課長(久保木正信君) 今ございました点でございますが、空港事務所のほうへこういう要請はがあった旨は、連絡をしたいと思っております。

○議長(円谷忠吉君) 次に、(4)空き家などを利用した簡単な宿泊施設を町が工夫してつくり、泊まる場所のある町にすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

[10番 角田 勝君起立]

○10番(角田 勝君) 私は前に、このほど亡くなった松浦共二さんの自宅ですか、そういうところの利用な

んかもいろいろ考えて、宿泊できるようなそういう施設にしてはどうかということも提案しましたがけれども、もっと広げて空き家の利用ということもぜひ検討課題に載せて検討していただきたいなど。何人かの空き家の方から、町が利用するのであればぜひお貸したいというような、大きなうちの空き家の方も私に声を寄せられました。

ぜひ、この浅川町は全国でも私珍しいのではないかと思うんですけども、お客さんが泊まる旅館、ホテル、民宿、あるいはコテージ、そういうものが1つもないんですね。前はご存じのように、染屋さん、白川屋さん、そして城山の湯とか里白石の温泉旅館とか、あるいは近年太陽光になりましたゴルフ場の施設にもお客さんを泊めることができ、何とかいろいろ親戚の大勢が来たときに対応するというふうなこともあったんですけども、もう今は八幡屋か井筒屋とかかそういうところに泊まってもらわなければならないような、非常に残念なんです。

例えばいろいろ労があると思うんですが、野田村から子供たちが浅川町に花火のことで帰っていくときに、非常に大きな感動を、感銘の言葉を残していったくれたそうです。野田村のその犠牲になった方々の供養までこの花火でやっていただいて、本当に涙が出たというような声もあったそうであります。本当にそういう中で、野田村の子供たちが例えばそんなに大きなホテルとかかそういうものでなくても、何とか泊まってもらって、そしていろいろ地域の方々や地域の中学生やさまざまな方との交流もできるような、そういう施設をも考えて、私は泊まる場所のない浅川町から泊まる場所はありますよと、こう言えるような町にぜひすべきだろうというふうに思うんです。

その施設は、なかなかホテルとか宿屋とか大きなそれほどそんなことは考えられませんので、私は1つはこの空き家なんか提供してくれる人があれば、検討の課題の1つにしてもいいのではないかと。あるいは、町がいろんな原発関係、あるいは地域創生の観点から研修施設等を兼ねたそういう簡易な宿泊もできるような、そういうものも考えてはどうなのかなと、こういうふうに思うわけであります。

ぜひ、一日も早く浅川町を訪れた方々に、浅川町の浅川の宿にきちっと泊まってもらって、交流が深まるようなそういう町にぜひしていただければなというふうなことで質問したわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 趣旨は理解できます。空き家については、全て所有者がおります。そしてその所有者から何の話もない段階で、したがって、現時点で具体的な検討は前に進まないのかなというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ただいま町長が言われた答弁の真意というかちょっとそこがわからないんですけども、そういう質問の趣旨等については理解しますと、しかし空き家等については個人のものであり、今検討するような課題になってはいないんだというようなことでありますか。ちょっとその点、そういうふうに理解してよろしいんですか、今の答弁は。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 空き家を利用すること自体は、それなりに何とかなるのかなと、理想として。ただ、宿

泊をするということになると、それはそれを管理し食事とかやらなければならない人的要因が出てきますので、そういう人が見つければそれはいいんだかもわかりません。ただいま商工会との連携の中で、空き家をどのうちをどうするかという検討は、商工会とはやっています。ただ、前に出されました固有名詞の方については、今、喪に服していますので、私はそのことには言及は避けたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。商工会とのいろいろな関連の中で検討はしていると、前に質問の中であった方については、喪の期間であるというふうなことというふうな話でありました。

そのほかにも、例えばやはり同じ山白石なんですけど、亡くなった故円谷光一郎さん、息子さんは光尚さんで大明塚に出ていきましたけれども、亡くなりました。その光一郎さんの相続した泉崎に住んでいる方からも、ぜひ町で使ってもらえるなら、見てもらって使ってほしいんだというようなことも言われました。私も光尚君が元気なうちに、中に入ってお茶をごちそうになったりしてわかるんですけども、非常に大きな山白石のご三家なんて言われるようなそのうちの1つのうちであって、亡くなった光尚君がやはりなんかを、昔のはりを磨いてきちっとこう、古民家のような塗装をしたり、入っていくと本当に古民家の格式の高いようなそういう感じを受ける空き家であります。お年寄りの方は、今、さくら荘に入所しているんですけども、実際にこれ私も泉崎に居を構えているので、ここに来るのも本当に大変なんだと、草刈りもろくにできなくて地域の人にも迷惑をかけているんだけれども、そういう話があればぜひ見てもらって使ってもらえればいいなど、こういう声なんかもありました。

あるいはその他の地域でも、もう既に何年も立派なせんがいくりのうちでも、何年間も放っておいたような状況になっていて、私は中に入ったことはありませんけれども、そういう空き家なんかでも数件あるんですね。そういうものなんか、ぜひ町が空き家の調査、これは前に須藤議員からも私も質問しましたけれども、その状況をぜひ、時間と労力がかかりますけれども、ずっと各部落ごとの空き家の状況なんかを調べてわかっておるわけで、ぜひそういう調査なんかでも活用できるものについては、ぜひいろいろな建設的な検討をしてほしいなど。それは、そういう希望がある方のみならず、いろんな意味で、例えば地域のお年寄りのサロンに利用できるようなそういう利用の方法なんかもあるかと思うんですね。そういうことも含めて、ぜひ空き家の検討についてもお願いしたいなど。

同時に、やはり積極的に町がそういうことを活用、やっていくというのは地域の活力にもなりますし、利用がそこでできるということになれば、いろいろ町の活性化につながるであろうし、そしてできれば民宿のような形で最低限度の消防法や衛生、そういうものを備えて、小人数でも泊まれるようなそういうものとして位置づけて検討をしてほしいなど、こう思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 固有の名前が出ましたが、私は固有の名前は控えたいと思います。ただ、対象になっていることは事実かなと思います。

それと、いろいろ考えはあろうと思います。あるいはいろんな方法もあろうと思います。誰がどのような目的で何に使って何をするかということが最大のキーワードなんだと思うんですね。それをやるとする場合、今度は経済的効果、経済的な負担もかかわってきます。そうなってくると、誰が責任を持ってどんなことをやる

のかということまで詰めないで、なかなかうまくいかない。それで、今サロンの話も出ましたが、地元の老人が集まったぐらいで地域の活性化とかにはなりませんから、そういう古民家を使って展望を開けるということであれば、それは遠く都会なり、全く違う交流人口の中でやるという、そういうものの仕組みを誰がつくるかという、それを今商工会といろいろうちの写真等も取り上げて、撮って、許可をもらったかもらわないかは別にして、検討を今しているところであります、これからの課題だなと思っています。

非常に経済効果のつきまとうものについてはかなり慎重にやらないと、結果的に誰が責任を負うんだというようなことになりますので、商工会も何とかいろいろ考えようということで、いろんなうちの写真を撮って検討材料としていることは事実であります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）城山に遊園地を兼ねた里山づくりをして、親子や町民の憩いの場の活用をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 城山に遊園地を兼ねた里山づくりをして、ぜひ親子や町民の憩いの場にしていただきたいと、こういうことであります。

須藤議員からもありましたけれども、やっぱり城山というのは浅川町の象徴の一つでもあって、町民の誇りとするところです。あそこに登ってみますと、水郡線で一番景観が広がって眺めがよい、そういう場所だという識者もおりました。安達太良から磐梯から那須から、あるいは八溝山系、こういうところの遠望もきいて、まさにいいところだと、こういうのが登った人の全ての方の感想だと思います。その山はいろいろな縛りもあると思います。しかし、この里山づくりというような形で、例えば、いい例が鮫川の手・まめ・館の東、北です。か、館山と言っているんだと思いましたが、もう何年になりますか、10年にはならないのかな、6、7年前からやっぱり里山づくりで、残すべき桜とかもみじなんかを残したり、雑木でも太いのは残したりしながら、新たに桜やもみじを植えて里山づくりになっております。今、10年も過ぎると散策するのに本当にいい山になるというふうには私は思っております。

いろんな縛りがある中で、町長の須藤議員の質問の中で、いわゆる植栽等やそういうものについては差し支えないんだというふうな話がありました。ですから、伐採なんかは、これは大丈夫なんだと思います。全伐じゃない限りは、ある意味ではそういう形を残しながらやれるというふうなことがあろうと思います。登り口に、面積ちょっと私調べてきませんでしたけれども、両町の方の、山がありますけれども、あの山なんかは里山に最適なそういう山だろうかと、登っていく左側ですけども、田んぼの上のほうにまでかかって、町がそういう利用をするのであればいつでも協力しますよという、そういう声も私は聞きましたけれども、そういうところをつくって、できれば子供のちょっとした遊具を備える。あの鶴子山公園ですか、そういうような感じを入れて、親子が半日ぐらいゆっくり憩うことのできる、そういう憩いの場をぜひつくってほしいなど。

これはもう特に、子供を持つお母さんからも何人かから言われました。あれだけのものを何かこう、つつじとかいろいろ植栽されてあるんだけど、やっぱり子供と半日あそこにいるというようなわけにはいかない。芝生に寝転がってあるいは眺めを見たり、滑り台やちょっとした遊具で半日近い時間を親子で過ごせるような、あるいは近所の低学年の遠足の場としても活用できるような、そういうものをこのいわゆる保安林、そういう

ものの縛り中でやれることをやりながらつくってはどうかと、こういうふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

まず遊園地につきましては、先ほどの3番議員へ答弁のとおり、遊具等の設置は困難なものと考えておりますが、花木などによる里山づくりや景観の向上につきましては、貴重なご意見として承っておきたいと思っております。

ただ、鮫川の里山づくり等と比較になりません。先般、鮫川の方に私もご意見をいただきました。こんな宝の山を何でこのままだという意見であります。それは保安林とか埋蔵文化財の問題とか全くわかりませんから、そういう指摘なんです。

したがって、鮫川で今、役場の前につくっている山とここは全く置かれている条件が違うんで、とにかく手をつけることはできないということですね。極端なことを言うと、本来知っている中では、唐ぐわで穴を掘ることもいかなものかと言われるぐらいですから、花木を植えて鑑賞をする、遊歩道の人の歩く枕木を入れた整備をする等々は可能だと思っておりますが、コンクリートを打って遊具をつくるとか、そういうものは保安林とのかかわりがあり、埋蔵文化、包括文化ですかの問題があつてあれなのかなと思っておりますが、町民の憩いの場、あるいは私どもの町のシンボルとしての城山については、限られた、縛られた規制があるにせよ、ああ、よかつたなというそういう景観を保てる誇りの城山をつくっていくのが、我々に課せられた一つの責務かなと思っておりますので、いろんな方法を皆さん方のご意見をいただきながら、あるいは議会で各議員さんにご指摘があつたような内容も含めて取り組んで、よい城山にしたいなという思いであります。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私もその保安林とか環境保全林というような、そういう縛りというのは今、町長が言われた程度しかわからないですけれども、例えば50町歩と言われるよう、いや、5町歩だったか、城山の範囲というのはどのぐらいの面積で、どこら辺までが境界なんでしょうか。

それと、保全林等の縛りというのは、今、町長言われるように石碑を建てるのも、これいろいろあつてようやく許可をもらったような状況があるんですから、厳しいんだと思うんですけれども、例えば山の形を変えたりなんなり、もちろん責任ですね、先ほど言ったように一定の木を残しながら、こういう遊歩道をつくって、花木を植えたりベンチを置いたり、こういうことであればそれは差し支えないでしょう。そのどこまでが保安林の境界なのか、それと同時にその程度のものであればいいのか。それと、一定のこうちょっと広場をつくって、芝生なんかをこう植栽して寝転がれるような、そういうことまでやってはそれはだめなのか。その辺は何かわかる冊子なんかもあるんでしょうか。あれば、後でまたいただきたいんですけれども、私が言ったようなそういう中での縛りはどうなんでしょうか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） どなたの課長かがわかればなんです、私の知っている範囲といえますか、私が議会とのかかわりの中でいろいろ言われてきたいわゆる保安林の貸借、何年かな、99年貸借ですね。地主とは99年。今度、保安林の原則としては、木を切るときにはちゃんと申請をなさないと。だから自分の、あの城山の一带

の面積、どこまでかはちょっと私は細かくわかりませんが、例えば木を伐採するよという場合には必ず申し出をしなさいと。それから、99年はあなたの山ですけれども、あなたの管理を手を入れてはだめですよということだと思っています。

ですから、要はご承知のように、一番上のいいところに、当初は物すごい大きな石碑いっぱいありますね。産業高校とか水道事業とか。あの時点はそういうものまでは言及していなかったんだと思うんです。それとのかかわりがないわけですから。ところがその後、今まではあんな浅川産業高校とか浅川の簡易水道事業の建碑とかやれるわけありませんから、あんな大きなもの。その時点ではなかったんだと思います。

最も近いのは、上の広場にやったのがパークゴルフだね。球を打つ、芝の上に球を転がすやつ、あれパークゴルフでしょう。あれ、やったやつ。それを愛好家の皆さんが、いわゆるミルク缶をコースをつくって埋めたんです。そしてそれはすごいパークゴルフ場なんです。理想的なゴルフ場。上がったたり下ったりある上の広場全体。それがわかって、そして指摘されて、缶を掘り起こして埋め戻した。そのころからやかましくなったというか、法がきちっとなってきたんですね。そういうことを知らないで、今言った菅野先生のいわゆる揮毫を、自然にある石に揮毫したんです、あれ。石をつくったわけでもないし、持っていったわけでもないんですよ、あの石、上野さんが言った石は。もともとの石なんです。あれに揮毫したところが、それが見つかって新聞報道されて、今度は厳しくなっちゃたよということなんです。だから、多分今のトイレつくるころも、それほどではなかったと思うんですよ。今はだめだと思います。

誰か課長で、どこまでの面積でいいのかわかる人があれば、わからなければ、後でよく調べてください。一応、そういうことなんです。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 保安林と埋蔵文化財保存地のエリアでございしますが、保安林につきましては、城山の山頂より広く景色が見渡せる下のあたりから、里白石方面に向かいましてしばらく直線道路が続きます。その終了からちょっと先ぐらいになっているかと思えます。現地に行きますと、遊歩道の一番里白石側に多分、保安林という看板がかかっているかと思えます。

それから埋蔵文化財の保存地のエリアでございしますが、ほぼ城山一帯をくくっているという状況になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、かなりのこのエリアであって、なかなかいろいろ厳しい制約がつくわけですね。ただ、お答えになりませんでしたけれども、芝生の一定の広さ、そういうものは例えば5アールぐらいの山の形状を変えないで芝生なんかの、親子が座ったり転がったりできるようなその程度まではよろしいのでしょうか。そういう縛りはどうなんでしょうか。

と同時に今、町長が言われますように、雑木林を切って、全伐じゃなくて残して切って、そこに細い遊歩道まではいかなくても歩く道みたいなのをつくって、そして花木を植えるというのぐらいであれば、できると、私はそう思ったんですけれども、そういうことのできる範囲の中で最大やっぱり努力をして、そういうものをぜひ町民の、特に若いお母さん方のそういう声、私に何人かから寄せられているんですね。前にはヤマユリを

植えてというふうな話もあったようですけれども、どうなったんでしょうかとか、あの形を変えないで、でもできればあの杉が立っているところ、ああいうところはやっぱりできればこう切って、もみじでも植えたらどうでしょうか。しかしこれも個人のそういうあれもあるんでしょうから、簡単にはいかないでしょうけれども、そういうようないろいろなやっぱり町民からの声があるんですね。それだけやっぱり城山に対する親しみと誇り、そしてそういうものをやっぱりぜひこの将来に向けてつくって、子供にもふるさとの景観として残したいなという思いが、私はそういう方からひしひしとを感じるんですね。

ぜひ、町長が言うておられるようにいろいろ束縛はあると思います。縛りもあると思います。しかし、それらをいろいろ検討して、3番議員さんも言われましたように、あの浅川町の象徴でもある誇りでもある城山を、もっと胸を張ることができるようなそういう憩いの場にしてほしいと、こういうふうには要望したいと思うんでありますが、最後に町長の決意等を聞いて終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 縛り等の問題がありますので、よくその縛り等の検討をしながら、シンボルの城山づくりを進めていかればなという思いであります。

○議長（円谷忠吉君） これで、一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時29分